

(一社)鳥取県土木施工管理技士会

講習会テキスト

「工事検査・人権学習」講習会

令和8年7月23日(木)

令和8年7月24日(金)

（１）工 事 検 査

「鳥取県工事成績評定要領の改訂等について」

鳥取県 会計管理部 工事検査課

検査専門員 安本 善征

検査専門員 高橋 秀彰

「工 事 検 査」講 習 会

目 次

I	工事検査の制度	・・・P.1～4
II	工事検査のポイント	・・・P.5～18
III	工事成績評定要領改正の概要	・・・P.19～89
IV	土木工事書類作成Q & A	・・・P.90～119
V	創意工夫の評定	・・・P.120

I 工事検査の制度

1 はじめに

□公共工事とは

公共の安全及び福祉の向上を目的として、国・県・市町村・公社・公共企業体等公共団体が発注する「公共施設」を建設する工事

□公共工事の特徴

・単品受注生産(同じ構造物はない) ・規模が大きい ・現地生産 ・費用が公的資金

□公共工事に求められる品質

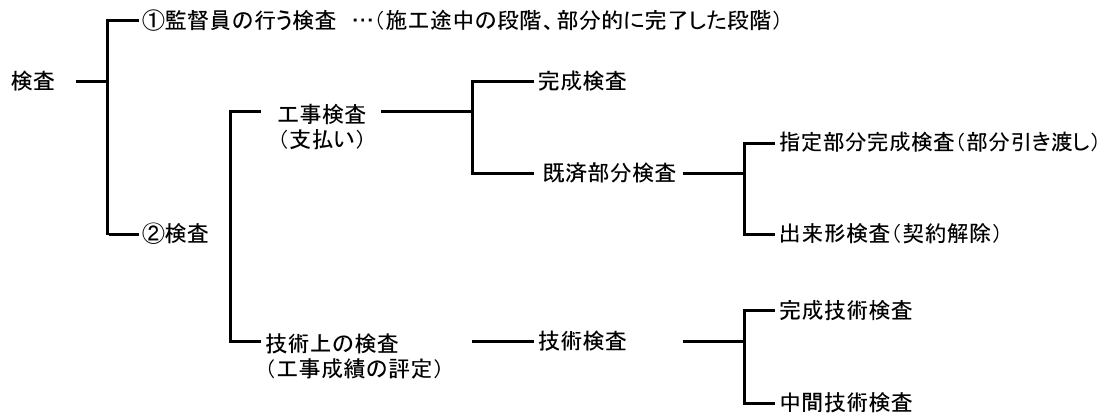
・施設そのものの品質 ・施設を作っていく過程

2 検査の種類

検査と呼ばれる行為には、次のとおり分けられる。

① 工事の施工途中の段階及び部分的に完了した段階で契約図書等に定められた中の限られた項目について、工事が契約図書どおり実施されているかどうかを観測、検測、試験、その他の手段によって確認する検査

② 支払い及び工事成績評定を行うため、工事の途中段階や最終段階で、それまでの施工過程全般について、契約図書どおり工事が施工されていたかを確認する検査



3 工事検査の要点

(1) 検査の時期

完成検査は、発注者が完成通知書を受領した日(初日算入)から10日以内に行うものとする。

中間検査は、一般土木は6千万円以上、建築・設備は2千万円以上の工事 (対象外あり)で、
工事の進捗が40～60%時に実施する。

(2) 検査の立会い

鳥取県建設工事検査規程(昭和46年4月1日内訓第2号 平成26年4月1日改正施行、
以下「検査規程」)第8条に基づき、次に掲げる者を立ち会わせて行うものとする。

□発注者 ①関係機関の長又はその指名した職員(ただし、立会いを要しない場合もある)
②監督員

□受注者 ①受注者若しくはその代理人又は現場代理人

②主任技術者又は監理技術者(JVの場合はその構成員すべての者)

※注意 現場代理人が主任(監理)技術者を兼ねる場合は、その者以外の代替となる者(受注者の代表者又は社員であること)の同席が必要である。

※注意 受注者側の①、②が立ち会わないときは、検査を中止し、会計管理者等の指示を受けるものとする。(検査規程第11条)

(3) 検査前に行う実地検査

① 積雪時等により現地確認できない場合

このような状況を防ぐため、完成通知書の届け出前であっても、実地検査を行うこととしている。
次の場合においても同様の対応となるため、気象及び工程をよく把握し、監督員と相談のこと。

- ・足場撤去前の高所構造物 ・冬期風浪前の海岸又は沖合い構造物 ・水没前の堰
- ・埋戻し前の下部工 ・上部工架設前の下部工 ・別工事により確認できなくなる構造物等

この場合の実地検査は、検査の一部であり、完成検査だけでなく、中間検査にも適用する。

② 実地検査で準備する資料

実地検査は検査の一環で行うものであり、検査対象とする部分の設計値が確定していなければならない。したがって、実地検査までに、次の資料を準備すること。

- ・出来形管理資料 ・工事完成図 ・その他、検査員が必要とした資料

③ 実地検査の立ち会い

通常の検査と同様に、受注者側は次の2名の者の立ち会いが必要である。

- ・受注者若しくはその代理人又は現場代理人 ・主任技術者又は監理技術者

(4) 手直し・修補

① 手直し …検査規程第9条の2

- ・軽微な修繕工事で、検査日から5日以内(検査日を含む)、かつ完成通知の受理した日から14日以内に完了が見込まれるもの。

なお、手直し工事の程度が小さい場合は、工事成績が大きな減点にならないよう改正した。

※工事成績評定要領を一部改正(平成30年1月1日以降に行う工事検査から適用)し、手直し工事の程度が小さい(手直し工事の完了が、検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができることとした。

② 修補(不合格) …検査規程第10条

- ・指摘した事項が上記の手直し期間内に完了することが見込めないもの、又は手直し工事の内容に不備があると認めたとき。

(5) 合否、工事成績の決定

① 合否の決定 …検査規程第13条

検査員が決定する。

② 工事成績の決定(修正) …検査規程第14条

検査員の評定等に基づき、会計管理者等が決定する。

(6) 検査の実施

「鳥取県建設工事検査基準」(令和8年4月1日改正)に基づき、厳正かつ公平に行う。

① 工事実施状況の検査

施工計画書の記載内容、施工状況及び各種記録と契約図書との対比

- ・契約の履行に当たって、責任ある対応がなされているか。
- ・工事施工が適切に実施されているか。

② 出来形検査

位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と設計図書との対比

③ 品質検査

品質及び品質管理に関する各種記録と設計図書との対比

④ 出来ばえ検査

仕上げ、通り、天端・端部処理、既設構造物とのすり付け、全般的な外観を目視、観察

- ・コンクリート構造物: コンクリート肌、通り、天端仕上げ、クラック、漏水、全体的な美観

4 工事成績評定の基本的な考え

「工事成績評定要領」に基づき、工事成績を採点する。

□ 評定の基本的な考え

① 受注者自ら行った実績、成果を評価

・形式的なもの、潜在的な能力は評価しない。

② 受注者が自ら発揮した力を評価

・監督員などの指導によって達成された項目は評価しない。

5 工事成績評定に関する情報の提供

受注者等から、情報の提供依頼があった場合は、工事検査課又は米子工事検査事務所からメール等で情報提供する。〈工事検査課又は米子工事検査事務所に、直接電話等で問い合わせてもらって差し支えなし。〉

6 工事成績評定に対する説明請求及び不服申立て

(1) 工事成績の説明請求 —「建設工事に係る工事成績に対する説明請求要綱」—

工事成績に疑問がある場合は、工事成績の通知を受け取った日の翌日から14日以内(休日を含む)に、書面をもって説明を求めることができる。

(2) 工事成績に対する不服申立 —「建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱」—

工事成績の説明請求に対する回答を受けてもなお不服がある場合は、その回答を受け取った日の翌日から起算して10日以内(休日等を除く)に、知事に対して不服を申し立てることができる。

■ 手直し・修補のイメージ

(鳥取県建設工事検査規程第9条の2, 第10条関係)

□ 検査日

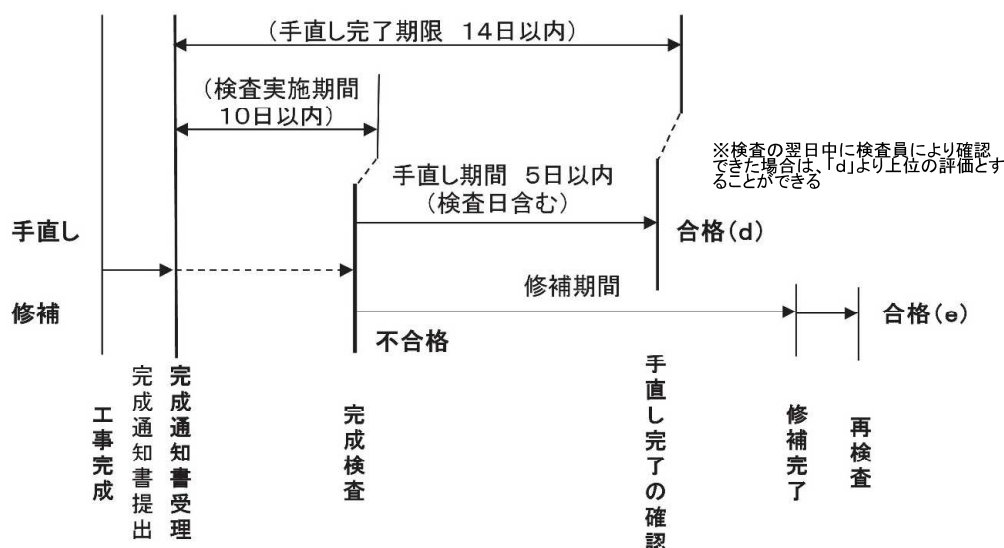
完成検査は、発注者が完成通知を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

□ 手直し

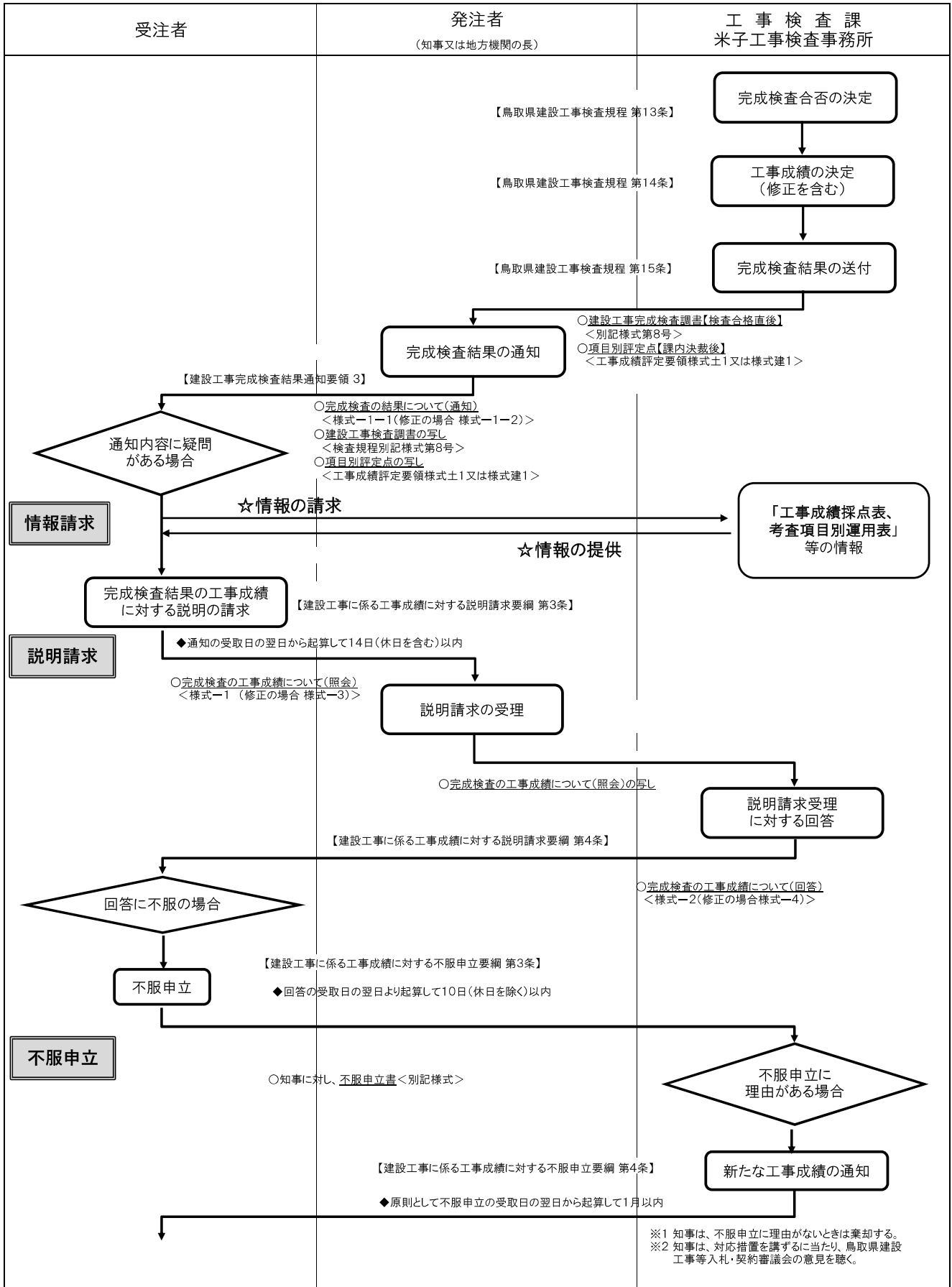
軽微な修繕工事で、検査日から5日以内(検査日含む)、かつ完成通知を受理した日から14日以内に完了が見込まれるもの。

□ 修補(不合格)

指摘した事項が、手直し完了期限内に完了することが見込めないもの。



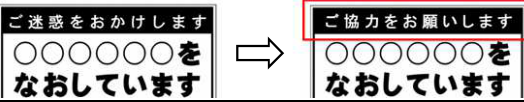
建設工事に係る工事成績の通知及び不服申立の流れ



Ⅱ 工事検査のポイント

- 検査においては、契約図書に基づき適切に工事が施工され完成しているか、確認していきます。
 ○施工状況、品質管理状況については、施工計画書で約束した施工方法等が実施されているかがポイントとなります。
 ○施工計画書は、共通仕様書等の設計図書や関係法令等の内容に合致し、工事毎に現場を反映したものでなければなりません。
 ○以下、鳥取県土木工事共通仕様書等で定められている事項について要点を記載します。

共通仕様書のポイント				
項 目	留 意 点		備考	
第1編 共通編				
第1章 総則				
1-1-1-2(用語の定義)	契約図書	契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。		
	設計図書	設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。		
	仕様書	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。		
	共通仕様書	共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げるの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。		
	特記仕様書	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。		
	連絡	契約書第18条(条件変更等)に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせる。(後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。)		
	書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。	R6改定 押印等の見直しに伴う規定の変更	
	段階確認	・設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認する。 ・設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。 (机上とする場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員に提示し確認を受ける。)		
工事開始日	工期の始期日、又は設計図書に規定する始期日をいう。			
1-1-1-3(設計図書の照査等)	—	・施工前、施工中において、契約書18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行う。 ・該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求める。確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。		
1-1-1-4(施工計画書)	—	・工事着手前又は施工方法が確定した時期に施工手順、施工方法等についての施工計画書を提出する。 ・受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 ・1,500万円未満工事も、施工方法(維持的工事除く)、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法を記載。 ・重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、変更に関する事項について変更施工計画書をその都度当該工事の着手前に提出する。		
1-1-1-5(CORINSへの登録)	特記事項	・工事請負代金額500万円以上の全ての工事について、受注、変更、完成、訂正時に登録する。 ・監督員の確認を受けたうえで10日以内(土日、祝日は除く)にCORINSに登録する。(「登録内容確認書」は、CORINS登録時にCORINSから監督員にメール送信される。) ※ 変更登録は、工期や技術者に変更があった場合行う。 ●CORINS(CORINS)への登録の取扱い方法を明示 「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」は以下のとおり対応 ①「登録のための確認のお願い」の作成後、CORINS上で「メール送信による提出」を選択 ②①によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督員から確認を受ける ③「登録内容確認書」はCORINSから監督員にメール送信されるため受注者による提示は必要ない 「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。	R6改定	
	特記事項	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5CORINS(CORINS)への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、TECRIS(TECRIS)番号を登録すること。	R7改定	
1-1-1-6(監督員)	監督員の権限の行使	緊急を要する場合、監督員は、受注者に対し口頭により指示等を行えるが、口頭により指示した場合は、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。		
	特記事項	・特記事項で常駐を義務付けられている技能士を配置する場合は、作業前日までに技能士報告書を監督員に報告し、現場内に於いては、職種、等級、氏名、顔写真の記載された名札を、体のよく見える所に常に付けなければならない。		
1-1-1-8(工事着手)	工事着手	●特記仕様書に定めがない場合、工事開始日から30日以内の工事着手を廃止 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。 ※実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設、測量の開始)に着手すること。	R6改定 県独自規定の廃止	
1-1-1-9(工事の下請け)	—	・受注者が工事の施工につき総合的に企画・指導及び調整すること。 ・下請業者が鳥取県建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 ・下請業者は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定め下請け契約を締結すること。 ・1件500万円以上の下請け工事は、建設業許可を有する者に請け負わせること。		
1-1-1-10(施工体制台帳)	一般事項	・平成27年4月1日の入札契約適正化法改正により、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者に提出することが必要。		
	名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)		
1-1-1-14(工事の一時中止)	基本計画書の作成	●工事の一時中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を「発注者に提出し、承諾を得る」を「発注者に提出し、協議する」に修正 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。		

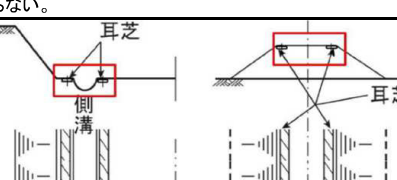
項 目	留 意 点	備 考
1-1-1-19(建設副産物)	再生資源利用計画 受注者は、一定規模以上の土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 ●「再生資源利用計画」を公衆が見やすい場所に掲げる規定を追加 法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	R6改定
	受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	R7改定
	再生資源利用促進計画 ●「再生資源利用促進計画」の作成が法令等により義務付けられていない建設汚泥及び建設混合廃棄物の記述を削除[県独自] 受注者は、一定規模以上の建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 ●「再生資源利用促進計画」を公衆が見やすい場所に掲げる規定を追加 法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	R6改定
	再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	R7改定
	建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	R7改定
	建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	R7改定
	実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	
	特記事項 ●建設汚泥及び舗装切断作業で発生する廃棄物の適正処理についての規定を新規追加 建設汚泥の処理においては、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについて」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」を遵守し適正に処理すること。 なお、上記通知類については下記ホームページに掲載している。 国土交通省リサイクルウェブページアドレス: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html 受注者は、舗装切断作業の際、施工機械から発生する廃棄物について、適正に処理すること。	R6改定
1-1-1-20(工事完成図)	一 ・設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来る。	関連項目 3-1-1-5(工事完成図書の納品)
1-1-1-21(工事完成検査)	工事完成図通知書の提出 ・ 工事が完成したときは、速やかに工事完成通知書を提出しなければならない。(契約書第31条) 工事完成検査の要件 ・ 工事完成通知書を提出する際には次の要件をすべて満足していなければならない。 ①設計図書に示されるすべての工事が完成していること。 ②契約書17条第1項の規定に基づき、監督員が請求した改造が完了していること。 ③工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図書等の資料の整備がすべて完了していること。 ④最終変更契約を発注者と締結していること。	
1-1-1-24(施工管理)	標示板の設置 図1-1-2 標示板の例 	
	特記事項 ●(国土強靱化対策工事)を新規追加 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」工事(実施期間:令和3年度～令和7年度)については、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。なお、標記内容については図1-1-1を参考とすること。 図1-1-1 標示板の例 	R6改定
	特記事項 ●デジタル工事写真の黒板情報電子化について、監督員の承諾を不要とした (改定前) 工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事とすることができる (改定後) 本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行うことができる	R6改定
	特記事項 黒板情報電子化を実施しない工事写真については、監督員の承諾を得ることとし、対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。	R7改定
1-1-1-25(履行報告)	一 契約書第11条の規定に基づき、所定様式により監督員に提出する。	
1-1-1-27(工事中の安全確保)	工事中の安全確保 土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針を参考にすると共に、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。 定期安全研修・訓練等 ●定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加が困難な場合は複数回に分けて実施出来る規定を追加 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	

項 目		留 意 点	備考																
1-1-1-31(環境対策)	特記事項	●建設機械等による架空線への接触・切断事故防止のための措置(現場出入り口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示)を新規追加 受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入り口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。 ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。	R6改定																
	特記事項	「事前調査結果報告書」および「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。	R7改定																
	特記事項	●UAV 等を使用する際の安全面への配慮について新規追加 受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・平成28年3月)に基づいてUAV等を使用すること。	R6改定																
	特記事項	・受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令、仕様書の規定を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について施工計画、工事実施の各段階において十分検討し環境保全に努めること。 ・建設機械を使用する場合には、アイドリングストップの実施に努めると共に、排出ガス対策型建設機械を使用すること。排出ガス対策型建設機械は施工計画書への記載不要。なお、写真は1部提出が必要。(写真管理基準 P1-1に明記) ・自社保有の建設機械を使用する場合に、監督員の承諾を得たうえで未対策機械の使用をできる。	R6改定 現場説明書(一般事項)から移行																
	1-1-1-36(官公庁等への手続き等)	一般事項	・工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つこと。																
1-1-1-38(工事測量)	コミュニケーション	・工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。																	
	苦情対応	・地元関係者等から工事施工に関し苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもって解決に当たること。																	
	交渉時の注意	・国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任(事前に監督員に連絡の上)において行う。																	
1-1-1-43(石綿使用の有無)	着工前測量	工事着手後速やかに測量を実施し、測量結果を監督員に提出しなければならない。 ・測量標(基準点、BM)の確認 ・用地境界、中心線、縦断、横断等の確認 ※完成時についても、出来形測量結果について段階確認が必要。																	
第2章 土工																			
1-2-3-1(一般事項)	排水対策	・工事中については、滞水を生じないような排水状態に維持すること。																	
1-2-3-3(盛土工)	盛土の活動防止	・1:4より急な地盤上に盛土する場合は、段切りを行い、滑動を防止しなければならない。(段切…最小幅 1.0m、最小高 0.5m)																	
	一層の仕上がり厚	・一層の仕上り厚:築堤(30cm以下)、路体(30cm以下)、路床(20cm以下)																	
	作業終了時等の排水処理	・盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けると共に、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにする。																	
	適切な含水比の確保	・締固め作業は、各層ごとに適切な含水比の状態で行う必要がある。 ※締固め時に当たっては、含水比を確認のうえ施工する。																	
1-2-4-1(道路土工一般事項)	伐開除根作業範囲	●表1-2-3 の作業内容を道路土工盛土工指針と整合 表1-2-3 伐開除根作業 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">種 別</th></tr><tr><th>雑草・さき類</th><th>倒木</th><th>古 根 株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土高1mを超える場合</td><td rowspan="2">地面で刈り取る</td><td rowspan="2">除去</td><td rowspan="2">抜根除去</td><td rowspan="2">同左</td></tr><tr><td>盛土高1m以下の場合</td><td>根からすきとる</td></tr></table>	区 分	種 別				雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	
区 分	種 別																		
	雑草・さき類	倒木	古 根 株	立木															
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左															
盛土高1m以下の場合					根からすきとる														
1-2-4-4(路床盛土工)	接続部の緩和区間	・切土部、盛土部の縦断方向の接続部において適切にすり付けを行い、路床支持力の連続性を確保する。(路床盛土工:岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け)																	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート																			
1-3-3-2(工場の選定)	JIS以外のレディーミストコンクリート	・規格外及びJIS工場外の生コンを用いる場合は試験練立会が必要。																	
1-3-3-3(配合)	配合試験	・他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。																	
1-3-6-4(打設)	一般事項	・練り混ぜから打ち終わるまでの時間、外気温が25℃以下2時間以下、外気温25℃を超えるとき1.5時間以下とする。																	
	適用気温	・日平均気温の予想が4℃を超え25℃以下の範囲にならない場合は、暑中又は寒中コンクリートの規定による。 ・寒中コンクリート(日平均気温4℃以下):打設時のコンクリート温度を5～20℃、養生中5℃以上 (P1-64表1-3-4 参照)に保温、さらに2日0℃以上保温保湿。 ・暑中コンクリート(日平均気温25℃超):打設時のコンクリート温度35℃以下。																	
	施工計画書	・受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート高さ及び打設量を施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。																	
	水平打設	・コンクリートの表面が一区内でほぼ水平となるように打設する。																	
	打設計画書	・コンクリートの打込みの際は、ホッパー配管、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下																	
	上層下層一体の締固め	・2層以上に分けて打込む場合、下層のコンクリートが固まり始める前に、上層のコンクリートを打込む。(パイレータを下層に10cm程度差込み一体となるよう締め固める)																	
1-3-6-5(締固め)	狭隙・過密鉄筋箇所における締固め	●狭隙・過密鉄筋箇所における締固めの実施に係る規定を新規追加 狭隙・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	R6改定																

項 目	留 意 点	備考
1-3-6-7(打継目)	新コンクリートの打設時の注意 硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合の処理 ・型枠の締め直し ・レイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物等の取り除き ・打継面の吸水等	
1-3-6-9(養生)	湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。 養生期間 は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を目安とする。 湿潤養生期間(表1-3-3参照) 混合セメントB種 …… 7日(日平均気温15℃以上) " …… 9日(日平均気温10℃以上) " …… 12日(日平均気温 5℃以上)	R7改定
1-3-7-2(貯蔵)	貯蔵 鉄筋を直接地面に置くことを避け、倉庫内に貯蔵する。 屋外に置く場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切に覆う。	
1-3-7-4(組立)	鉄筋かぶりの確保 ・鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離を言う。 ・スパーサーの数量 側面:2個以上/m 底面:4個以上/m (個数について、鉄筋組立完了時の段階確認で確認を受けなければならない) ・スパーサーは、コンクリート製またはモルタル製を使用し、本体コンクリートと同等以上の品質が必要。 (これ以外のスパーサーを使用する場合は監督員に協議が必要)	
1-3-7-5(継手)	継手 将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。 機械式鉄筋継手 ●機械式鉄筋継手工法を採用する場合の規定を新規追加	R6改定
1-3-7(鉄筋工)	特記事項 次の工事は、鉄筋組み立て時に鉄筋施工技能士(1級又は2級)、型枠設置時に型枠施工技能士(1級又は2級)が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。ただし、無筋コンクリート(用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む)、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時についても対象外とする。 (工種)鉄筋コンクリート構造物 ・函渠工・橋台、橋脚・床版工・擁壁工・樋門、樋管・水門工 ・その他設計図書で指定する工種	R6改定
1-3-8(型枠・支保)	特記事項 ●コンクリート型枠取外しにおける型枠穴の補修について、補修材の落下による第三者被害防止のための施工に関する規定を新規追加 型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。	R6改定
1-3-9-1(暑中コンクリート一般事項)	打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	R7改定
1-3-10-3(寒中コンクリート 養生)	養生温度 寒中コンクリートの養生期間 ・コンクリート温度を5℃以上に保つ期間 混合セメントB種: 4日～12日(表1-3-4を参照) ・さらに、2日間は0℃以上に保たなければならない。 ※工期内に必要な養生が完了しなければならない。 ※養生期間の1日とは、打設完了から24時間が経過することをいう。	
1-3-3(レディーミクストコンクリート)	施工管理基準 ○材料試験 ・高炉セメントB・C、フライアッシュセメントB・C以外のセメントを用いた生コンを使用する場合は「アルカリ骨材反応抑制対策」に基づく骨材試験が必要。 ○施工試験 ・塩化物含有量試験…用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※型枠セパレータを使用する無筋構造物は適用除外。 ・単位水量測定試験…日打設量100m3以上の場合に適用(2回/日以上 午前・午後) ※重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時とし、測定回数は多い方を採用。 ○「小規模工種」における塩化物含有量規制、スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は、1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	
1-3-12-2(施工)	水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。 トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	R7改定 R7改定
1-3-12-3(海水の作用を受けるコンクリート)	一般事項 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	R7改定

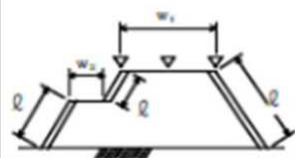
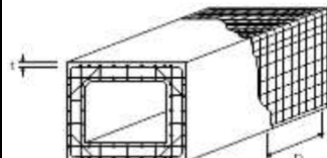
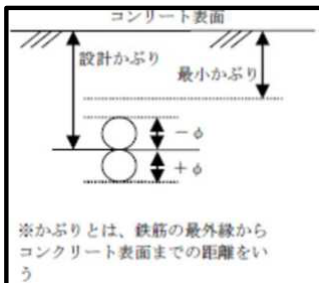
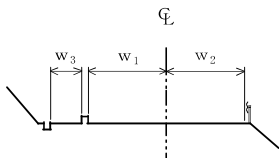
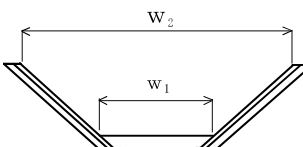
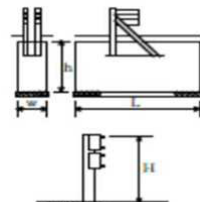
項 目		留 意 点						備考	
		水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。						R7改定
	1-3-13-3(コンクリートの製造)	材料の計量	(1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。						R7改定
第2編 材料編									
第1章 一般事項									
	2-1-2(工事材料の品質)	見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。						
第2章 土木工事材料									
	2-2-3-4(アスファルト用再生骨材)	—	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2- 2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。						R8改定
	2-2-7-1(一般事項)	一般事項	・有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。						
		アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策」の適合を確認した資料を監督員へ提出しなければならない。						
		施工管理基準	・プレキャストコンクリート製品について外観検査(角欠け、ひび割れ調査)を実施する。						
	2-2-12-1(道路標識)	反射シート	表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能						
			観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
			20° (0.33°)	5° 30° 40°	180 100 95	122 67 64	25 14 13	14 7.0 7.0	21 11 11
			2.0°	5° 30° 40°	5.0 2.5 1.5	3.0 1.5 1.0	0.8 0.4 0.3	0.2 0.1 0.06	0.6 0.3 0.2
第3編 土木工事共通編									
第1章 総則									
	3-1-1-4(数量の算出)	一般事項	・受注者は、 <u>出来形測量を実施</u> しなければならない。						
		出来形数量の提出	・受注者は、出来形測量の結果を基に、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出する。						
	3-1-1-5(工事完成図書の納品)	工事完成図	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、紙の成果品または電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法(監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法)で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。						
		成果品	●成果品を電子データで納品する場合における、紙の成果品の作成及び納品を廃止 受注者は、成果品を電子データで納品する場合は「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。						
	3-1-1-8(創意工夫等)	—	工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、地域社会への貢献として評価できる項目について、 <u>工事完了時まで</u> に様式「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」により監督員に提出することができる。 【工事成績評定要領】 ・工事特性:工事全体を通して当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価する。 ・創意工夫:施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために工夫した内容とその成果・結果が具体的に記載された事例について、特に評価すべきものを加点評価する。施工時に本来配慮されるべきことや、単に市販品を導入・使用しただけのものについては原則として評価しない。 ・社会性:地域社会や住民に対する貢献に加点						
第2章 一般施工									
	3-2-3-1(共通的工種 一般事項)	特記事項	次の工事は、 <u>施工時にさく井技能士(1級又は2級)を工事現場に常駐させ</u> 、施工品質の向上を図るため作業指導を行う。 ・さく井(揚水井、地熱井等)の新設、井戸孔内洗浄等 ・その他設計図書で指定する工種						
	3-2-3-2(材料)	路側防護柵の材料	●諸基準の改定に伴う防錆・防食を施す箇所の記述を修正 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所						R6改定
		亜鉛めっき地肌のままの材料	●諸基準の改定に伴うめっき付着量の数値の記述を修正 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。						R6改定
		視線誘導標の形状及び性能	●諸基準の改定に伴う亜鉛付着量の数値の記述を修正 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJISH8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。						R6改定
	3-2-3-3(作業土工(床掘り・埋戻し))	床掘りの仕上げ	・床掘り仕上がり面は、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工する。(床掘基面の状況確認写真)						
		埋戻し箇所の排水	・床掘り箇所の湧水・滞水などはポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。						

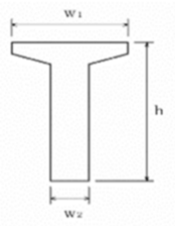
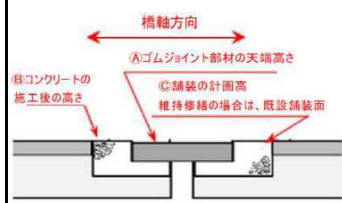
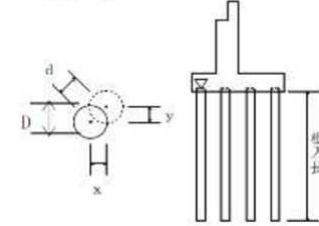
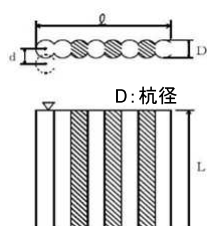
項 目		留 意 点	備 考
	埋戻し箇所の締固め	・一層の仕上がり厚を30cm以下を基本とし、十分締め固めながら埋め戻す。 ・埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合は施工前に排水し、適切な含水比の状態での埋め戻すと共に、埋設構造物がある場合は土圧が作用しないように行わなければならない。	
3-2-3-6(小型標識工)	溶融亜鉛めっきの基準	●諸基準の改定に伴う溶融亜鉛付着量の数値の記述を修正 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJISH8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZT63)63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については(HDZT49)49μm(膜厚)以上としなければならない。	R6改定
3-2-3-7(防止柵工)	亜鉛めっき地肌の基準	●諸基準の改定に伴う亜鉛付着量の数値の記述を修正 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJISH8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上となるよう施工しなければならない。	R6改定
3-2-3-15(PCホロースラブ製作工)	円筒型枠の施工	●円筒型枠の施工内容を施工計画書に記載する規定を追加 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	R6改定
3-2-3-17(根固めブロック工)	コンクリートの打ち込み	・コンクリートの打ち込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	
	脱型	・製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	
	脱型後の横置き、仮置き	・コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	
	製作数量等の確認	・根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	
	連結ナット	・根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
3-2-3-18(沈床工)	木工沈床の配列と緊結	●木工沈床の配列と緊結の記述内容を修正 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。	R6改定
3-2-3-25(銘板工)	一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	R8改定
	橋歴板記載事項	●橋歴板に記載する年月を橋梁の製作年月→完成年月に変更 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。	R6改定
3-2-3-32(かごマット工)	特記事項	●かごマット工の表3-2-10、表3-2-12におけるJIS改定に伴い表記の読替えを新規追加 表3-2-10 要求性能の確認方法 ※表中 (JIS H 0401 → JIS G 3547) 表3-2-12 線材の品質管理試験の内容 ※表中の“メッキ付着量”及び“母材の健全性”の試験方法欄 (JIS H 0401 → JIS G 3547)	
3-2-4-4(既製杭工)	鋼管杭及びH鋼杭の現場継手	●鋼管杭及びH鋼杭の現場継手溶接に係る資格者要件の記述を追加 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JISZ3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JISZ3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	R6改定
3-2-4-9(鋼管矢板基礎工)	鋼管矢板の溶接	●鋼管矢板の現場継手溶接に係る資格者要件の記述を追加 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JISZ3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JISZ3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	R6改定
3-2-5-3(コンクリートブロック工)	合端の施工	・練積、練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗ってはいけない。(塗る場合は、監督員の承諾が必要。)	
3-2-5-5(石積(張)工)	特記事項	・設計図書に特別の記載が無い限り、伸縮目地間隔は10m以下、水抜き孔はφ50mm程度の水抜き孔を2～3mに1箇所設けること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。	
3-2-6-3(アスファルト舗装の材料)	特記事項	●アスファルト舗装材料の動的安定度の規格を新規追加 アスファルト混合物の動的安定度は以下の規格に適合するものとする。 密粒度アスコン(改質Ⅰ型) 500回/mm以上 粗粒度アスコン(改質Ⅰ型) 3,000回/mm以上 密粒度アスコン(改質Ⅱ型) 3,000回/mm以上	R6改定
3-2-6-6(橋面防水工)	橋面防水工の施工	●床版面の前処理、防水層の敷設、塗布等における施工上の留意点についての記述を追加 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	R6改定
3-2-6-7(アスファルト舗装工)	一般舗装工	【路盤工】 ・下層・上層路盤の締固めを行う場合、現地採取した材料により試験され修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固める。 ・下層路盤の一層の仕上がり厚は20cmを超えない、上層路盤は15cm以下を標準とし、敷き均しは、材料分離に注意し施工。 【基層・表層】 ・受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、基準密度をもとめ、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。 ・加熱アスファルトの温度管理(プラント排出時±25℃、敷き均し時110℃以上、交通開放温度50℃)、1層の仕上がり厚10cm以下 ・混合物の舗設作業は、一般に気温が5℃以下、雨が降り出したら中止。 ・縦継目、横継目、構造物との接合面に瀝青材を薄く塗布する。(排水性舗装は除く) ・各層の継目は、縦継ぎ目15cm、横継ぎ目1m以上ずらす。	

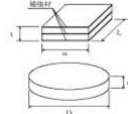
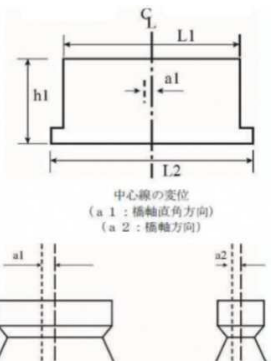
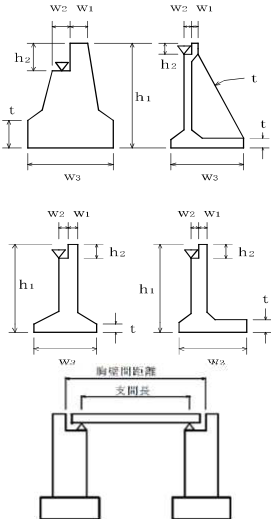
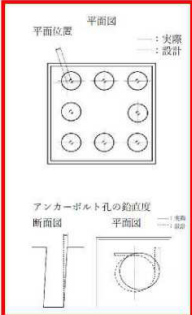
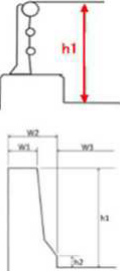
項 目		留 意 点	備考
	加熱アスファルト安定処理の規定	●加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の適用方法を追加 (3) (省略) なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。 (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 ※アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。(H22.17ス77外舗装工事共通仕様書P118.119) ●中温化技術で製造した混合物の品質確保の記述を追加 (11) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を 敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	R6改定
3-2-10-16(トンネル仮設備工)	換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/mを達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/mに近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	
3-2-12-2(材料)	工場塗装工の材料	●塗料の有効期限を超過した場合の取扱いの記述を追加 受注者は、塗料の有効期限を、シンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、シンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	R6改定
3-2-12-7(橋梁用防護柵製作工)	製作加工	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。	
3-2-14-2(植生工)	耳芝		
3-2-17-3(樹木・芝生管理工)	剪定の施工	●剪定の施工にあたり「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」によるものとする記述を追加 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について(厚生労働省 令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。	R6改定
	剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)等の施工	●雑草の抜き取りについて、施工実態を踏まえて「伐根」の規定を追加 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	R6改定
第6編 河川編			
第4章 水門			
6-4-13-2(橋梁足場工)	特記事項	つり足場を設置する場合は、とび技能士(1級又は2級)が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行う。	
第8章 河川維持			
6-8-5-2(芝養生工)	草等の処理	●雑草の抜き取りについて、施工実態を踏まえて「伐根」の規定を追加 受注者は、抜き取り(抜根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	R6改定
	雑草の抜き取り(抜根)	受注者は、人力により雑草の抜き取り(抜根)を施工しなければならない。	
6-8-7-2(材料)	クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。	
第8編 砂防編			
第1章 砂防堰堤			
8-1-8-1(一般事項)	新コンクリートの打継	・旧コンクリートの材令が、下記に達した後新コンクリートを打継がなければならない。 ・0.75m以上～1.0m未満のリフト高……3日(中2日) ・1.0m以上～1.5m未満のリフト高……4日(中3日) ・1.5m以上～2.0m以下のリフト高……5日(中4日)	
8-1-8-4(コンクリート堰堤本体工)	圧力水等による清掃	・基礎岩盤の清掃(浮石、堆積物、油、岩片等除去、圧力水等による清掃、溜水・砂除去)	
	基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート	・コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートには、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。	
	モルタル配合	・敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。	
	水平打継目の処理	・水平打継目の処理は、圧力水等によりレイタンス・雑物の除去と清掃。(写真重要)	
	打込み高さ	・コンクリート打込みバケットの下端を打込み面上、1m以下に達するまで降ろし排出。	
	砂防ソイルセメント	●砂防ソイルセメントの施工に係る条文を新規追加 受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、現位置境拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改訂版(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。 なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	R6改定
8-1-8-9(コンクリート堰堤工)	特記事項	・残存型枠を使用する場合の品質規格証明書等を確認した資料を事前に提出し、監督員の確認を受ける。	

項 目		留 意 点	備考						
	コンクリート標準 仕方書	新たにコンクリートを打ち継ぐ直前にモルタルを敷く場合、敷モルタルの水セメント比は使用するコンクリートの水セメント比以下とする。							
第10編 道路編									
第4章 鋼橋上部									
10-4-8-3(落橋 防止装置工)	特記事項	●落橋防止装置工に係る、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社を使用する場合の要件を追記 ③ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下URLに「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。 ウェブページアドレス：http://www.mlit.go.jp/road/ir/ircouncil/rakkyou/index.html	R6改定						
第6章 トンネル(NATM)									
10-6-5-3(覆工コ ンクリート工)	横断目地	●トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする規定を新規追加 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	R6改定						
第7章 コンクリートシェッド									
10-7-3-6(受台工)	防錆処置	●鉄筋の露出状態での防食、損傷等の保護に関する記述について、工種間の整合を図った。 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	R6改定						
第8章 鋼製シェッド									
10-8-5-6(受台工)	防錆処置	●鉄筋の露出状態での防食、損傷等の保護に関する記述について、工種間の整合を図った。 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	R6改定						
第15章 雪害									
10-15-3-1(一般事 項)	作業区分	●除雪工の作業時間帯による作業区分について表10-15-1 作業区分を新規追加 除雪工における作業時間帯による作業区分は、表10-15-1のとおりとする。 <table><tr><td>作業区分</td><td>作業時間帯</td></tr><tr><td>昼間作業</td><td>7時00分～19時00分</td></tr><tr><td>夜間作業</td><td>19時00分～7時00分</td></tr></table>	作業区分	作業時間帯	昼間作業	7時00分～19時00分	夜間作業	19時00分～7時00分	R6改定
作業区分	作業時間帯								
昼間作業	7時00分～19時00分								
夜間作業	19時00分～7時00分								
10-15-3-1(一般事 項)	確保幅員	受注者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。 なお、異常降雪時においての目標は、監督員の指示によるものとする。							
	報告書	特に定めのない限り、受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、すみやかに除雪作業日報等を監督員に提出しなければならない。							
	作業条件の報告	●作業条件(作業内容、気象、道路状況)の報告を新規追加 受注者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督員に報告しなければならない。 なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。							

○出来形管理基準(抜粋・要約)

工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	
路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。		
	法長ℓ	ℓ<5m	-100			
		ℓ≥5m	法長 -2%			
	幅 W1,W2		-100			
組立て	平均間隔d		±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D:n本間の延長 n:10 本程度とする φ:鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で1 箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編: 標準 7 編 2 章 2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25 m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	
	かぶりt		設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			
			●設計かぶりと最小かぶりの測定箇所を追加			
			●注3)追加			
道路改良	幅 W ₁		-12	片側延長20m毎に1箇所 道路中心線からの幅		
	幅 W ₂		-12	片側延長20m毎に1箇所 道路中心線からの幅		
	幅 W ₃		-25	片側延長20m毎に1箇所		
護岸工 流路工	幅 W ₁ 、W ₂ ≤3m		-30	延長40m又は測点毎に1箇所、 40m未満の場合は、1施工箇所につき2箇所		
	幅 3m<W ₁ 、W ₂		-1%	延長40m又は測点毎に1箇所、 40m未満の場合は、1施工箇所につき2箇所		
路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所／1基礎毎	●ワイヤーロープ式防護柵にも適用する 記述を追加 ※ワイヤーロープ式LD種【レーンディバイダー】実施要領(案)では「土木工事共通仕様書土木工事共通編『路側防護柵工』(ガードケーブル)の工種に準拠する。」となっているため。  適用3-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する	
		高さ h	-30			
		延長 L	-100			
	ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所		

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
ポストテンション桁 製作工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス ング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づく 試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長(m)	●適用追加 新設のコンクリート構造物の鉄筋の配筋 状況及びひかぶりは、「非破壊試験による コンクリート構造物の配筋状態及びひかぶ り測定要領」も併せて適用する記述を追 加  適用3-2-3-13 注)新設のコンクリート構造物(橋梁・上・ 下部工および重要構造物である内空断 面積25㎡以上のボックスカルバート(工 場製作のプレキャスト製品は全ての工程 において対象外))の鉄筋の配筋状況及 びひかぶりについては、「非破壊試験によ るコンクリート構造物中の配筋状態及び ひかぶり測定要領」も併せて適用する。
	幅(下) w_2	±5		
	高さ h	+10 -5		
	桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm 以内		
	横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3 点 据付け高さ: 舗装面とゴムジョイントの 段差 仕上げ高さ: 舗装面と後打ちコンクリ ートの段差 表面の凹凸: ゴムジョイントと後打ちコ ンクリートの高低差 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以 下	●測定箇所の不明瞭な挿絵を改定  据付け高: 「A」と「A」の設計値との差分 仕上げ高: 後打ちコンがある場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分
	表面の凹凸	3		
	仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2		
既製杭工 (鋼管ソイルセメン ト杭)	基準高 ∇	±50	●偏心量の規格値を修正 全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
	根入長	設計値以上		
	偏心量 d	D/4 以内かつ100 以内		
	傾斜	1/100 以内		
	杭径 D	設計値以上		
橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	●橋面防水工(シート系床版防水層)の シートの重ね幅の基準を新規追加 標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎 に目視と測定により全面を確認	
地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m)以下のものについては1施 工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの 場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又 は25m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。	●測定箇所図に杭径を表示  D: 杭径
	連壁の長さ ℓ	-50		
	変位 d	D/4 以内		
	壁体長 L	-200		

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
鑄造費 (金属支承工) 鑄造費 (大型ゴム支承工)	(省略)	(省略)	●「詳細は道路橋支承便覧参照」の記述を追加 詳細は道路橋支承便覧参照	大型ゴム支承工 
アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	●「鉄筋挿入工にも適用する」の記述を追加  3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
	配置誤差 d	100		
	せん孔方向 θ	± 2.5 度		
橋台 躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 	
	厚さ t	-20		
	天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10		
	天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10		
	敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50		
	高さ h_1	-50		
	胸壁の高さ h_2	-30		
	天端長 ℓ_1	-50		
	敷長 ℓ_2	-50		
	胸壁間距離 ℓ	± 30		
	支間長及び中心線の変位 a	± 50		
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 橋台躯体工 橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式) 橋脚躯体工 (ラーメン式)	計画高	+10 ~ -20	●アンカーボルトの測定基準、測定箇所を追加 ※アンカーボルトの計測位置の明確化 支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
	平面位置	± 20		
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下		
支承工 (ゴム支承)	(省略)	(省略)	●「可動支承の機能確認 注3)」を「可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差」に修正	
	可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5		
	可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上		
橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5 ~ +10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	●測定箇所図を非ブロックアウト型高欄からブロックアウト型高欄に見直し 
	地覆の幅 w_2	-10 ~ +20		
	高さ h_1	-20 ~ +30		
	高さ h_2	-10 ~ +20		
	有効幅員 w_3	0 ~ +30		

○品質管理基準(抜粋・要約)

工 種	種別	試 験 項 目	規格値、試験時期・頻度等	留 意 点
セメント・コンクリート	材料	アルカリ骨材反応対策「同抑制対策について(H14.7.31付国官技第112号による)」	工事開始前、工事中1回／6月以上及び産地が変わった場合	工事期間が6ヶ月以上になる場合は、2回以上必要となる。
		セメントの水和熱測定	試験方法: JISR5203 規格値: JISR5210(ポルトランドセメント) 工事開始前、工事中1回／月以上	
		セメントの蛍光X線分析 方法	試験方法: JISR5204 規格値: JISR5210(ポルトランドセメント) 工事開始前、工事中1回／月以上	
	施工	コンクリートの 圧縮強度試験	※「 <u>工期内に28日強度が確認できない場合の取り扱い</u> 」 (H22.8.27 県土整備部長通知)	①原則、工期内に28日強度を確認 ②28日強度が確認できない場合は、 <u>標準養生</u> による供試体の7日強度から呼び強度が確認できる資料を整備し、 <u>書面により発注者の承諾を得ること。</u> ③ただし、 <u>養生期間は工期内に確保すること。</u>
	施工後 試験	<u>ひび割れ調査</u>	スケールによる測定 規格値: 0.2mm以下 ・本数 ・総延長 ・最大ひび割れ幅等	【対象構造物】 ・鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上) ・鉄筋コンクリートカルバート類(内空断面積25㎡以上) ・橋梁上・下部工 ・堰(H=3m以上) ・水門(H=3m以上) ・樋門(H=3m以上) (ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) ※ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「 <u>ひび割れ発生状況の調査</u> 」を実施する。 (ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。)
		テストハンマーによる強度推定調査	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施 材齢28日～91日の間に試験を行う 下記の場合は、再調査を行う。 ・平均値が設計基準強度を下回った場合 ・1回の試験結果が設計強度の85%以下となった場合	【対象構造物】 ・鉄筋コンクリート擁壁(H=5m以上) ・鉄筋コンクリートカルバート類(内空断面積25㎡以上) ・橋梁上・下部工 ・堰(H=3m以上) ・水門(H=3m以上) ・樋門(H=3m以上) (ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) ※工期等により、 <u>基準期間内に調査できない場合は監督員協議するものとする。</u>
		コアによる強度試験	テストハンマーによる強度調査で、所定の強度が得られない場合	鉄筋を損傷しないよう、コアの採取位置、供試体の寸法を十分検討する必要がある。 試験はセンターで行う。
基礎工	施工	支持層の確認	試験方法: 試験杭 規格値: 試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	【中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法】 支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。

工 種	種別	試 験 項 目	規格値、試験時期・頻度等	留 意 点
場所杭工	施工	孔底沈殿物の管理	試験方法：検測テープ 規格値：設計図書による。	【孔底に沈積するスライムの量の把握】 掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較
既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	孔底処理	試験方法：検測テープ 規格値：設計図書による	【孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合】 泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。
アスファルト舗装	舗設現場	温度測定(初転圧前)	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時 測定値の記録 1日4回(午前・午後各2回)
アンカー工	施工	モルタルのフロー値試験	10～18秒Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。
補強土壁工	施工	現場密度の測定	最大乾燥密度の○%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)もしくは○%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	・橋台背面アプローチ部 (締固め試験(JISA1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
道路土工	施工	現場密度の測定	最大乾燥密度の○%以上(締固め試験(JISA1210)A・B法)もしくは○%以上(締固め試験(JISA1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	
鉄筋挿入工	材料	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	試験方法：ミルシート 規格値：設計図書による。 ・材料入荷時	
		定着材のフロー値試験	試験方法：JSCE-F521-2018 規格値：設計図書による。 ・施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。 ※1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	摘要：定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
		外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	試験方法：目視、寸法計測 規格値：設計図書による。 ・材料入荷時	
		圧縮強度試験	試験方法：JIS A 1108 規格値：設計図書による。 ・施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	摘要：定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
		引抜き試験 (受入れ試験)	試験方法：地山地山補強土工法設計・施工マニュアル 規格値：設計図書による。 ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準 ・載荷サイクルは1サイクルとする	

工 種	種別	試 験 項 目	規格値、試験時期・頻度等	留 意 点
	施工	引抜き試験 (適合性試験)	試験方法：地山地山補強土工法設計・施工マニュアル 規格値：設計図書による。 ・地層ごとに3本以上を標準とする ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする	

工事成績評定要領の改定概要

【趣 旨】

工事検査では、地方自治法に基づく「① 給付の完了の確認（合否判定）」と品確法に基づく「② 民間事業者の能力評価（工事成績評定）」を並行して実施しており、定期的（ほぼ毎年）に工事成績評定の改定を行っているが、今回の改定では、工事関係書類の簡素化と検査業務の効率化を主眼に評定要領の抜本的な改定を行った。

【概 要】

（１）評定調書の統一

これまで 1,500 万円を基準価格として評定方法を変えていたが、全ての評定対象工事において統一した評定調書を適用することとした。

[詳細・留意点]

- 受注額に関係なく同一基準により評定を行うことを基本とする。
- 不要な評定項目については適宜、項目削除するなどして対応する。
- 500 万円以上 1,500 万円未満の工事について、「施工管理」の評定者を検査員から総括監督員に変更。

（２）総括監督員と検査員の役割分担の明確化

従来、1,500 万円以上の工事で、総括監督員と検査員の両者が評定していた「施工管理」「出来形」「品質」の評定項目について、「施工管理」はプロセスに係る内容として総括監督員が評定を行い、「出来形」「品質」は成果に係る内容として検査員が評定を行うよう見直した（役割分担を明確化した）。

[詳細・留意点]

- 「施工管理」以外の評定であっても、検査員の指摘内容で総括監督員の評定項目に関連があるものは、適宜、総括評定にフィードバックさせることとし、必要に応じて総括評定を修正する。

（３）総括監督員評定項目の整理

総括監督員評定において加点項目としている評定項目を大幅に削減し、受注者の施工中における提案力・対応力については工事特性及び創意工夫の項目で評定することとした。

[詳細・留意点]

- 評定項目数が大幅に削減されたことにより、評定項目によっては、a → b → c の段階的評価とならないケースも出てくる。

(4) 検査員評価項目の整理

品質評価における評価項目の見直しを行い、評価項目数を削減するとともに、評価値の割合に関係なく「a」または「a'」評価とはしない重要項目の規定を廃止した。

[詳細・留意点]

- 国要領に準拠することを基本として、県が独自に規定した評価項目は削除した。
- 国要領に規定されている項目についても、必要性が低いと判断される評価項目は削除した。
- 項目削除しても、共通仕様書等の各種基準において規定されている事項は、履行義務がないわけではないので注意。

(5) 施工プロセスチェックの導入

施工プロセスチェックの徹底を図り、監督員が日々整理している監督記録を評価に反映させることとした。
プロセスチェック済みの内容については、検査時に受注者へ確認資料の提示を求めないこととした。(品質管理基準に基づく管理資料は除く。)

[詳細・留意点]

- 施工プロセスチェックの段階で指摘があった場合は、指摘後に改善が図られたとしても関連する評価項目においては評価しない。

(6) ばらつき評価の見直し

出来形の評価において、「ばらつき評価」の対象とする測定項目を限定した。

[詳細・留意点]

- 上限値の規格値がないもののうち上限値管理の必要性が低いと判断される管理項目（例：延長、幅、厚さ）については、“ばらつき評価”の対象外とした。
- 既製型枠を使用する工種（根固め工、法枠工など）については、一律 50~80%のばらつき評価としているが、公平性の観点から“ばらつき評価”の対象外とした。
- 出来形管理基準を準用して規格値を設定した場合は、準用元の規定を適用する。
- 出来形管理基準に規定がなく、受注者独自に規格値を設定した場合は、ばらつき評価の対象外とする。

(7) 工事特性・創意工夫・社会性等の見直し

「工事特性」「創意工夫」「社会性等」の評価について、受注者の報告件数に上限を設定するとともに、提出資料として工事打合せ簿等の既存資料の利用を可とした。(工事特性：5件 創意工夫等：7件 社会性等：8件)

[留意事項]

- 提出された評価区分に応じて評価を行うこととし、提出後の評価区分の変更は行わない(認めない)。
※工事特性として提出された取組について、創意工夫としては評価されても、工事特性として評価されない場合は、評価しない。

工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)

様式名		区 分		様式番号				
項目別評定点		検 査 員		±1	改正			
工事成績 採点表	総括監督員・検査員	500+500万円以上の場合		±2-1	改正			
	総括監督員・検査員	500万円以上・1,500万円未満の場合		±2-2	廃止			
工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 運 用 表	500+500万円 以上	総 括 監 督 員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-1①	改正		
			2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	±3-1②	改正		
				Ⅲ安全対策 IV 対外関係	±3-1③	改正		
			3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質	±3-1④	改正		
	500万円以上 ・ 1,500万円未満	総 括 監 督 員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-2①	廃止		
			2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	±3-2②	廃止		
				Ⅲ安全対策 IV 対外関係	±3-2③	廃止		
			2 施工状況	I 施工管理	±3-3	廃止		
	500万円 以上	検 査 員	3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形		±3-4	改正	
						コンクリート構造物工事	±3-5(1)	改正
						土工事	±3-5(2)	改正
						護岸・根固・水制工事、ブロック(石)積工(張工)	±3-5(3)	改正
						鋼橋工事及びその他鋼構造物	±3-5(4)	改正
						砂防構造物工事及び地すべり防止工事	±3-5(5)	改正
						舗装工事	±3-5(6)	改正
						海岸工事	±3-5(7)	改正
						法面工事	±3-5(8)(9)(10)	改正
						基礎工事及び地盤改良工事	±3-5(11)(12)	改正
						二次製品構造物・小型構造物	±3-5(13)	改正
						コンクリート橋工事	±3-5(14)	改正
				塗装工事		±3-5(15)	改正	
				トンネル工事	±3-5(16)	改正		
				Ⅱ 品質	防護柵・標識・区画線等設置工事	±3-5(17)	改正	
					植栽工事	±3-5(18)	改正	
					港湾築造工事	±3-5(19)(20)	改正	
					ほ場整備工事	±3-5(21)	改正	
					暗渠排水工事	±3-5(22)	改正	
					管水路工事・畑かん工事・営農飲雑用水工事	±3-5(23)	改正	
					木製構造物工事	±3-5(24)	改正	
					鋼製自在枠工事	±3-5(25)	改正	
					補強土壁工事	±3-5(26)	改正	
					軽量盛土工事	±3-5(27)	改正	
					橋梁補修修繕工事	±3-5(28)(29)	改正	
					落橋防止装置工事	±3-5(30)	改正	
				橋梁補強工事(橋脚巻き立て工)	±3-5(31)	改正		
				高エネルギー吸収型落石防護柵工事	±3-5(32)	改正		
				上記以外の工事	±3-5(33)	改正		
				Ⅲ 出来ばえ	コンクリート・砂防・海岸・トンネル、土、切土、護岸、ブロック積、鋼橋	±3-6①		
					地すべり、舗装、法面、基礎工、コンクリート橋	±3-6②		
					塗装、植栽、防護柵、標識、区画線	±3-6③		
					ほ場整備、暗渠排水、維持修繕、港湾築造、管水路、畑かん	±3-6④		
木製構造物、鋼製自在枠、河川浚渫、二次製品構造物・小型構造物、補強土壁・軽量盛土			±3-6⑤					
			橋梁補修修繕工事、落橋防止装置工事、橋梁補強工事(橋脚巻き立て工)、高エネルギー吸収型落石防護柵工事、上記以外の工事又は合併工事	±3-6⑥				
4 工事特性				±3-7①	改正			
5 創意工夫				±3-7②	改正			
6 社会性等				±3-7③	改正			
総括監督員			8 法令遵守等	±3-8				
記入方法及び留意事項			±3-9	改正				
			±3-9 別紙	新規				
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況		±3-10①	改正					
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)		±3-10②						

項 目 別 評 定 点

工事検査課・米子工事検査事務所
~~工事検査課~~

工 事 名		
受 注 者		
主任・監理技術者		
考 査 項 目		評 定 点 / 満 点
項 目	細 別	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	／ 3.22 3.3点
	II 配 置 技 術 者	／ 4.02 4.1点
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	／ 12.40 13.0点
	II 工 程 管 理	／ 8.02 8.1点
	III 安 全 対 策	／ 8.72 8.8点
	IV 対 外 関 係	／ 3.62 3.7点
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出 来 形	／ 15.42 15.0点
	II 品 質	／ 17.91 17.5点
	III 出 来 ば え	／ 8.67 8.5点
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応	／ 7.0点
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫	／ 5.8点
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等	／ 5.2点
7 評 定 点 小 計	(小数第2位を四捨五入し1位止め)	点
8 法 令 遵 守 等		
評 定 点	／ 100点	

工 事 成 績 採 点 表 (完成・中間)

令和 年 月 日 作成
工事検査課・米子工事検査事務所

1,500万円以上の場合

工 事 名		契約金額 (最終)																									
受 注 者		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					完成年月日																				
考 査 項 目		①総括監督員 (完成)					②検査員 (中間)					③検査員 (完成)					④検査員 (完成)										
項 目	細 別	職氏名																									
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																					
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	I. 施工管理	+11.0	+5.5		-10.0	-20.0	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0			+5.0	+5.0	+2.5		0	-7.5	-15.0							
	II. 工程管理	+7.0	+3.5	0	-5.0	-10.0																					
	III. 安全対策	+9.0	+4.5	0	-5.0	-10.0																					
	IV. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形及び	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+13.0	+9.75	+6.5	+3.25		-13.75	-27.5	+13.0	+9.75	+6.5	+3.25		-13.75	-27.5							
	II. 品質	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0	+18.0	+13.5	+9.0	+4.5		-16.25	-32.5	+18.0	+13.5	+9.0	+4.5		-16.25	-32.5							
	III. 出来ばえ						+16.0	+12.0	+8.0	+4.0	0	-12.5	-25.0	+16.0	+12.0	+8.0	+4.0	0	-12.5	-25.0							
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						+4.0		+2.0			-5.0		+4.0		+2.0			-5.0								
	II. 創意工夫 ※3																										
	III. 地域への貢献等																										
5. 社会性等	I. 社会性等																										
6. 社会性等	I. 社会性等																										
7. 評定点計	加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)																										
	評定点 (6.5点 ± 加減点合計) ※1																										
	7. 評定点計																										
8. 法令遵守等 ※4																											
9. 評定点合計 ※5																											
所 見 ※6																											
【総括監督員】												【検査員】															

※1 65点+1.～3.の評定(加減点合計)+4.～6.の評定(加減点合計) = 評定点。各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益があった場合に評価する項目である。

※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行い、減点評価のみとする。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙「工事成績採点の審査項目別運用表」による。

※6 所見は必ず記載する。

※7 部分引渡し検査は、検査員のみが評定し、中間検査と同様の取り扱いとする。従って、部分引渡し検査4回、中間検査4回の場合はその平均値とする。

工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

審査項目	該当する項目の□にレマークを記入する。	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切	e 不適切である
I. 施工体制						
細別						
I. 施工体制一般						
●評価対象項目						
□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承認を得ている。						
□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法が一致している。						
○ □3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。現場にも備えている。						
また、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている(標準見積書の提出依頼の書面は施工体制台帳に含めて提出する。)						
○ □4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づき下請契約遵守事項報告書が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。						
○ □5) 下請けの作業成果(施工)が元請けにより確認(検査)されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)						
○ □6) 緊急指示、受注者の書による災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。						
○ □7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。						
○ □8) その他(理由:)						
●判断基準						
評価値が90%以上.....a						
評価値が80%以上90%未満.....b						
評価値が80%未満.....c						
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。						
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。						
③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()						
II. 配置技術者(現場代理人等)						
●評価対象項目						
【全体を評価する項目】						
○ □1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。						
【現場代理人を評価する項目】						
○ □2) 現場代理人が工事全体を把握している。						
○ □3) 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の写真の照査を行いつている。また、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要に対応を行っている。						
○ □4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。また段階確認及び監督員からが指示された施工状況把握項目について、監督員の立会、依頼が適時、的確に行われている。						
【主任(監理)技術者を評価する項目】						
○ □5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。						
○ □6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。						
○ □7) 着手前に施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)・作業環境(騒音発生、振動発生、粉じん飛散、坑内作業の換気、酸欠の危険のある現場等、重機作業等に支障が生じる地盤等)の条件を抽出し、施工計画書に記載された取組への対応を図っている(設計図書の照査で対応すべきものは除く。)(理由:)						
○ □8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っていることが確認できる。						
○ □9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由:)						
○ □10) 自社施工義務対象工事						
○ □11) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。						
○ □12) その他(理由:)						
●判断基準						
評価値が90%以上.....a						
評価値が80%以上90%未満.....b						
評価値が80%未満.....c						
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。						
②○印は加点項目であり、該当行為が他の構築となるほど高い場合に評価する。						
③②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。						
④③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()						
※同じ理由で複数の評価対象項目を評価しない(同じ理由が他の細別でも評価できる場合はいすれかとする。)(例: ①と②の理由で①、②配属技術者と②、③工程管理の理由など)						

工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

審査項目	2. 施工状況	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切	e 不適切である
		I. 施工管理					
		●評価対象項目 □1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものととなっている。 ○□2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。 ○□3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議等している。 ○□4) 工事打合せ簿を適時、不足無く整理している。 ○□5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。 □6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。必要な記録がある。(工事完成図、写真管理含む) ○□7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。必要な記録がある。(写真管理含む) ○□8) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。 □9) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ○□10) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。 ○□11) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切 □ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を発出した。	不適切である □ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。	
		II. 工程管理					
		●評価対象項目 □1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。) □2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由:) ○□3) 騒音対策、交通対策として時間的又は部分施工をせざるを得ないなど時間制限等の工程に関する各種社会的制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い(舗装工事等の作業に必要な交通規制や作業時間設定は該当しない。) □4) 工程管理上制約や調整を必要とする工事で、工程に与えるを左右する要因を的確に把握し、それらを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由:) ○□5) 工事の進捗を早めるための取り組みが着手前に具体的計画され、施工計画書、計画工程に基づき施工され、成果が認められる。(理由:) □6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 ○□7) 隣接もしくは関連する他の工事などと円滑に調整を行い、工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させ ○□8) その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切 □ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を発出した。	不適切である □ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 工程管理上制約や調整を必要とする工事 ・工期全体で制約等時期を踏まえて工程管理を行う ・多数全工程を並行施工する工事。 ・資材の納入時期・製造時期、下請(人・機・城とも)や交通誘導員が確保できる期間、出水期・台風期・積雪期、田圃の取水時期、農繁期、鮎・渓流魚の漁期などなど。 ※法律など順序通りにやる単工程の単純な工事は対象外とする。	

工程管理上制約や調整を必要とする工事
・工期全体で制約等時期を踏まえて工程管理を行う多数工程を並行施工する工事。
・資材の納入時期・製造時期、下請(人・機械とも)や交通路導員が確保できる期間、出水期・台風期・積雪期、田圃の取水時期、農繁期、鮎・渓流魚の漁期など。
※ 法外など順序通りにやる単工種の単純な工事は対象外とする。

①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。
②○印は加点項目であり、該当行為が他の機械となるほど評価が高い場合に評価する。
③②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
④③評価値()/評価対象項目数()
※同じ理由で複数の評価対象項目を評価しない(同じ理由が他の細別でも評価できる場合はいずれかとする。)(例:2と5の理由や1、Ⅱ配置技術者と2、Ⅱ工程管理の理由など)

(總括監督員)

※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組む
 場合は、その他で評価する。
 ※過積載を防止するための日常的な管理の例
 (参考)

- ・主砂搬出において、主砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラススケール等で確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。
- ・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にダンダ自重（積み込み回数等）を管理している。
- ・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。

工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目		細別				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である(写真管理、不可視を含む。)	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	☐ 出来形関係について、監督員が改善指示書を発出した。 ※検査時に検査員の指摘票による指摘を受けた場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d以上」の位の評価とすることができ	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理系であるが、当該管理基準により行った場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※本項目は、工事成績評定項目外とし該当の有無のみを確認する。				

II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である(写真管理、不可視を含む。)	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出した。 ※検査時に検査員の指摘票による指摘を受けた場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d以上」の位の評価とすることができ	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準により行いたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 品質管理点数が少なく、バラツキの評定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。 ※本項目は、工事成績評定項目外とし該当の有無のみを確認する。				

- ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事的・物的形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基つき所定の出来形を確保する管理体系である。
- ④ □1)の「寸法表示箇所」と記載された測定項目とは、堰堤工、橋台躯体工、橋脚躯体工などの設計図面の寸法表示箇所のことである。
- ⑤ □1)の「測点毎」と記載された測定項目とは、護岸工・流路工の幅(W1・W2)など、横断面図等に寸法表示がなくても管理すべき測定項目のことである。
- ⑥ □1)において、道路改良工事に必要な測定項目(W1・W2・W3)を管理していない場合は評価しない。
- ⑦ □4)で評価する不可視部分の写真とは、特記仕様書や出来形写真管理一覧表の写真管理項目に該当する写真のことであり、これ以外の写真については、設計図面に寸法表示があっても評価対象としないものとする。評価対象が無い場合は項目削除とする。
- ⑧ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。
- ⑨ ◎印は**加点項目である**。5)については、新工種における特殊工事で、技術的根拠を基に監督員と協議の上新たに管理基準を設けた場合に限定して評価する。新工種でも他の規格値を準用した場合は評価しない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)					
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パラジキの判断は様式3-9図参照				
		●評価対象項目					
		☐ 1)	施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。				
		☐ 2)	埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。				
		☐ 3 1)	設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。				
		☐ 4 2)	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。				
		☒ 5 3)	施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)				
		☐ 6)	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
		☐ 7)	コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。				
		☐ 8 4)	型枠が適切に設置され、コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。				
		☐ 9 5)	鉄筋の品質が証明書で確認できる。				
		☐ 10)	鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。				
	☐ 11 6)	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。					
	☐ 12 7)	鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。					
	☐ 13)	鉄筋を露出した状態で完了する場合、防錆の処置が適切に行われていることが確認できる。					
	☐ 14 8)	圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。					
	☐ 15 9)	コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。					
	☐ 16 10)	スレーサーの品質及び個数が仕様書を満足していることが確認できる。					
	☐ 17)	コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。					
	☐ 18 11)	コンクリート構造物に有害なクラックがない。					
	☐ 19 12)	その他					
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目 (★★★) が実施					
		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					
		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					
		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	土工事(切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パラツキの判断は様式3-9図参照				
Ⅱ. 品質		☐ 評価対象項目 ●評価対象項目 雨水等による滞水、流入が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 1) 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。 ☐ 2) 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 3) 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。 ☐ 4) 芝付け及び種子吹付けが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 ☐ 5) 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 ☐ 6) 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 7) 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。 ☐ 8) 法面・平場が開墾や浸食、爪痕などがなく適切に仕上げられている。 ☐ 9) 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ☐ 10) ☒ 11) 切土、盛土法面において、落石等の危険がないように緩んだ軽石、岩塊等が除去されている。 ☒ 12) 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。 ☐ 13 ☒ 11) その他				
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(空印)が実施されていない場合は、評価値にのみかわらず「a」または「a」の評価				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事の場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい工事の場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい工事の場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3-9図参照				
Ⅱ. 品質	ブロック(石)積工(張工)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3-9図参照 ☒ 評価対象項目 [共通] ☐ 1) 基礎工(護岸)において、掘り過ぎがなく施工しているとともに、施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 2) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 3) 設計図書に基づくコンクリートが使用され、コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施している。加えて、コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ 4) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め・養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☒ 5) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 ☐ 6) コンクリートが、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 7) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は、監督員と所定の協議を行っている。 ☒ 8) 5) 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☒ 9) 6) 製品にひび割れ等の損傷なく設置されているとともに、ゴミ・泥等が付着していないことが確認できる。 ☒ 10) 植生工で、植生の種類・品質・配合、及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 11) 4) 7) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員又は検査時の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 ☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員又は検査時の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員又は検査時の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 ☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員又は検査時の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施

●判断基準
 評価値が90%以上.....a
 評価値が80%以上90%未満.....a'
 評価値が70%以上80%未満.....b
 評価値が60%以上70%未満.....b'
 評価値が60%未満.....c

【その他】
 □24 14) その他

[根固め・水制工]
 □29 13) 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及び積み合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 (根固工では連結金具のネジ山つぶしが確認できる。)

[護岸工、ブロック(石)積工(張工)]
 □42 8) 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われており、抜型枠の処理が適切であることが確認できる。
 □43 9) 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料の積み合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行われていることが確認できる。
 □44 7) 水抜き孔は適切な位置に設けられ、吸い出し、目詰まりのないよう施工されている。
 □45 7) 伸縮目地は適切な位置に設けられている。
 □46 7) 子張りを3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。
 □47 10) 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
 □48 11) 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。
 □49 12) 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。					(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼橋工事(RC床版工事は、引込橋工事に準ずる)及びその他鋼構造物 [水管橋・水門・樋門工(扉体工)]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パラジキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。			
		☐ 評価対象項目 ●工場製作関係 [1] 鋼材の種類が、品質を証明する書類又は現物により照合されていることが確認できる。 [2] 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 [3] 溶接作業に当たり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 [4] 溶接施工に係る施工計画書が提出されていることが確認できる。 [5] 孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作されていることが確認できる。 [6] 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 [7] 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 [8] 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 [9] 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 [10] 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。									
		[架設関係] ☐ 11 ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 ☐ 12 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 13 高力ボルトの締め付けが、中心から外側に向かって行われていることが確認できる。 ☐ 14 高力ボルトの品質証明書等で確認できる。 ☐ 15 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 16 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 17 架設に用いる仮設備及び架設用機材については、品質・性能が確保できる規模と強度を有することが確認できる。 ☐ 18 現場塗装部のケレン及び厚膜管理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 19 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認が行われていることが確認できる。									
		【その他】 ☐ 20 その他									
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c									
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当主種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※印)が実施									

工事成績評価の審査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。					(検査員)	
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 【共通】 □1) □2) □3 2) □4 3) □5 4) □6) □7) □8 5) □9 6) □10 7) □11) □12) □13) □14) □15) □16) □17) □18) □19) □20 13) □21 14) □22) □23) [地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸を含む)] □24 15) □25 16) □26 17) □27 18) 【その他】 □28 19)					品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事をを行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値 () / 評価対象項目数 () = 該当項目数 ()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
⑤対工程の中で品質を左右するとき考えられる重要項目(※印)が実施

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※パラッキの判断は様式3ー9図参照				
Ⅱ. 品質		☐ 評価対象項目 ●評価対象項目 [路床・路盤工関係] 設計図書に定められた試験方法で路床及び路盤材料の基準密度・CBR値を測定していることが確認できる。 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。(既設路床・路盤を含む。) 路床及び路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 路盤の施工に先立って、上層路盤面の浮き及び有害物を除去し、材料を均一に敷均していることが確認できる。 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めており、また構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 [アスファルト舗装工関係] アスファルト混合物の品質が配合設計及び試験練りの結果または、事前審査制度の証明書類により確認できる。 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 プラント出荷時、舗設時等に於いて、アスファルト混合物の温度管理を記録し、気象条件等に配慮して敷均し、締固めを適切に行っており、また舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が設計図書の仕様を満足しており、また遷青材料を所定量均一に散布し、養生していることが確認できる。 アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 [コンクリート舗装工関係] 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 運搬時間、打設方法及び養生方法等が、施工条件及び気象条件に適しており、仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。 材料が分離しないようコンクリートが敷均されていることが確認できる。 チェアー及びタイバーが、損傷などが発生しないよう保管されていることが確認できる。 鉄網及び目地処理が適切に施工されていることが確認できる。 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照 [橋面防水工関係] 床板表面の凹凸が少なく、ゴミなどが確実に除去されていることが確認できる。 使用材料の品質が証明書類で確認でき、輸送、保管が適切に行われていることが確認できる。 気象状況を考慮して施工しており、施工前にコンクリート表面の含水率を測定し確認している。 防水シートの貼付けが気泡等が生じないよう丁寧に施工され、重ね部が適切に処理されていることが確認できる。また生じた気泡等が適切に補修されていることが確認できる。 塗布材料(塗膜系防水材料、プライマー、貼付用アスファルト等)がむらなく均一に、かつ表面に損傷等が生じないよう施工され、養生されていることが確認できる。また生じた損傷が適切に補修されていることが確認できる。 端部(排水樹・伸縮装置周り、歩車道境界部等)の処理が設計図書どおりに行われていることが確認できる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 ☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わずな検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。				

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

⑤当上種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※パラジキの判断は様式3ー9図参照				
		●評価対象項目				
		設計図書に基づきコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。				
		コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)				
		圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
		コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。				
		コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。				
		転倒や崩壊等がないようにコンクリートブロックの仮置を行っていたことが確認できる。				
		捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。				
		捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表(現物照合を含む)で確認できる。				
		マット(シート)が破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真等により確認できる。				
		工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。				
		台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。				
		鉄筋の品質が証明書類で確認できる。				
		鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。				
		コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。				
		鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。				
		スベアサの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。				
		コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。				
		コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。				
		コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照				
		その他				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日中に 検査員により確認でき た場合)は、「d」より上 位の評価とすることが できる。				
		品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員 の指摘票による指摘 を受け、手直し工事を 行った。ただし、手直し 工事の程度が小さい 場合(手直し工事の完 了が検査の翌日				

工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検 査 員)					
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.1)	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バツキの判断は様式3ー9図参照				
		●評価対象項目					
Ⅱ. 品質		[共通]					
		☐ 1) ☐ 2) ☒ 3) ☐ 4 3) ☒ 5 4)	施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 工事実施にあたり、湧水処理、配合決定等について、監督員の事前の承認を受けて適正に施工していることが確認できる。 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 金網(ネット等)が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、法肩の巻き方、破損・めくれ等)されていることが確認できる。				
		[種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係]					
		☐ 6 5) ☐ 7 6) ☒ 8 7)	土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 吹付け厚さに応じて単層、複層の施工が行われ、均等に地山に吹き付けられていることが確認できる。 吹付け材が均一に発芽しているのが確認できる。				
		[コンクリート又はモルタル吹付工関係]					
		☐ 9 7) ☐ 10 8) ☐ 11 7) ☐ 12 7) ☐ 13 7) ☐ 14 9)	設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施され、吹付け厚さが均等であることが確認できる。 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 水抜きパイプが適切に配置されている。 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照				
		[法枠工関係]					
		☒ 15 10) ☐ 16 11) ☐ 17 12) ☐ 18 13) ☐ 19 14) ☐ 20 20) ☐ 21 15) ☐ 22 16)	設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。 アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書とおりの長さ、位置、間隔で施工していることが確認できる。 層間にはく離がないことや桁が地山に密着していることが確認できる。 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 コアが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照				
		[落石防止網・ワイヤロープ掛工関係]					
		☒ 23 17) ☐ 24 18) ☐ 25 19) ☐ 26 20) ☐ 27 21) ☒ 28 22)	岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。 金網の重ね幅が確保されている。 岩盤用アンカー・ボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。				
		[落石防護柵・雪崩予防柵工関係]					
		☒ 29 23) ☒ 30 24) ☐ 31 25) ☐ 32 26)	製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 部材の組立、連結が適切に施工され、またワイヤロープにゆるみがないこと等が、点検記録等により確認できる。 基礎設置箇所について、地盤の耐力を把握して施工していることが確認できる。 基礎部の施工が適正であることが確認できる。				
			品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時の検査票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。				
			品質関係について、監督員が改善指示書を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。				

[法枠工関係]

☐ 15) 13) 設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。

☒ 16) 14) アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書どおりの長さ、位置、間隔で施工されていることが確認できる。

☐ 17) 15) 層間にはく離がないことや桁が地山に密着していることが確認できる。

☐ 18) 16) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

☐ 19) 17) コアーが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。

☐ 20) 18) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。

☐ 21) 19) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。

☐ 22) 20) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照

[落石防止網・ワイヤロープ掛工関係]

☐ 23) 16) 岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。

☒ 24) 17) 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。

☐ 25) 18) 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。

☐ 26) 19) 金網の重ね幅が確保されている。

☐ 27) 20) 岩盤用アンカーボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。

☒ 28) 21) 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。

[落石防護柵・雪崩予防柵工関係]

☐ 29) 22) 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☒ 30) 23) 部材の組立、連結が適切に施工され、またワイヤロープにゆるみがないこと等が、点検記録等により確認できる。

☐ 31) 24) 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。

☐ 32) 25) 基礎部の施工が適正であることが確認できる。

d	e
☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従った。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.2)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照				
Ⅱ. 品質		☐ 評価対象項目 ●[グラントアンカー工・鉄筋挿入工関係] ☒ 33 27) アンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 ☒ 34 28) アンカー工の削孔終了後、スライムが除去され、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが一点検記録等により確認できる。 ☒ 35 29) アンカー部材が適切に組み立てられ、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが一点検記録等により確認できる。 ☒ 36 30) グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないこと、また注入したグラウトと同等の性状のものが孔口から排出されるまで、中断せず に連続して作業していることが確認できる。 ☒ 37 31) アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施されていることが確認できる。 ☒ 38 32) 支圧版が適切に設置されていることが確認できる。 [連続繊維補強土工関係] ☒ 39 33) 築造勾配が適切で、厚さが均等であることが確認できる。 ☒ 40 34) 連続繊維の混入量が管理され、適切な配合量であることが確認できる。 ☒ 41 35) 砂質土の表面水の試験を行い、適切な配合量であることが確認できる。 ☒ 42 36) 築造後の跳ね返り砂の除去・清掃を行っていることが確認できる。 ☒ 43 37) 補強土の一面せん断試験を実施し、所定の強度が確認できる。 ☒ 44 38) 築造量や繊維計量器のキャリブレーションが実施されている。 ☒ 45 39) 裏面排水材が適切に施工されている。 ☒ 46 40) アンカーを設計図書どおりの長さ、削孔長、配置、頭部突出厚で施工していることが確認できる。 ☒ 47 41) アンカーの削孔終了後、スライムが除去されグラウトの充填状況が確認できる。 ☒ 48 42) 保水、保肥材を設計図書どおりの密度で設置していることが確認できる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 ☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				
		☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 ☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。				

☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。

☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。

- ☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。

☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員が検査票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。

工事成績評定の考查項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。						(検査員)	
考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事 (NO.3)	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バランツキの判断は様式3ー9図参照				☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。 又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。
		●評価対象項目					☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。							(検査員)	
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事及び地盤改良工事 (NO.1)	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照							☐
		●評価対象項目								
		[基礎工関係共通]								
	★	□1	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。							
		□2	既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録が整理されていることが確認できる。							
		□3	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。							
		□4	掘削機械の水平度、安全度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。							
		□5	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様が満足していることが確認できる。							
		□6	セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が、整理されていることが確認できる。							
		[コンクリート杭、鋼管杭]								
		□7	杭の仮置き方法が適切である。							
		□8	溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。							
		□9	支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。							
		[場所打杭(オールケーシング、リバー、アースドリル工法等)]								
		□10	場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。							
		□11	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。							
		□12	設計図書に基づきコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c比・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。							
		□13	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。							
		□14	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。							
		□15	鉄筋の品質が証明書類で確認できる。							
		□16	鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。)							
		□17	コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。							
		□18	鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。							
		□19	スベラーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。							
		□20	コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。							
		[深礎杭]								
		□21	ライナーブレードの組み立てにあたり、偏心と歪みが少なくなることが確認できる。							
		□22	裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。							
		□23	強度確認・セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料が、整理されていることが確認できる。							
		□24	裏込材(グラウト用モルタル)が設計図書に基づき配合試験及び試験値が行われており、適切なモルタルの規格が確認できる。							
		□25	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。							
		□26	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。							
		□27	鉄筋の品質が証明書類で確認できる。							
		□28	鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。)							
		□29	コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。							
		□30	鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。							
		□31	コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。							

工事成績評価の審査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)					
【調査項目】	細別	a	a'	b	b'	c	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事及び地盤改良工事 (NO.2)	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツツキの判断は様式3-9図参照				
		●評価対象項目					
[鋼管井筒基礎工]							
□32) 杭の仮置き方法が適切である。							
□33 22) 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。							
□34 23) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。							
□35 24) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高を適切に行っている。							
□36 25) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。							
□37) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。)							
□38) コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。							
□39 26) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。							
[地盤改良関係]							
□40) 施工地盤は不陸整正され、安定剤が路床主と均一に摺拌混合されていることが確認できる。							
□41) 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。							
□42) 置き換え掘削深さ及び幅は設計書どおり確保され、一層の軟均し厚は所定の仕上り厚で十分に締め固められている。							
□43) サンドレーン・シバードレーン工法では、材料の使用量が記録されている。							
□44 27) 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。							
□45 28) 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。							
□46) 設計図書に示された六価クロム溶出試験が行われ、監督員の承諾がなされていることが確認できる。							
【その他】							
□47 29)		その他					
		●判断基準					
		評価値が90%以上.....a					
		評価値が80%以上90%未満.....a'					
		評価値が70%以上80%未満.....b					
		評価値が60%以上70%未満.....b'					
		評価値が60%未満.....c					
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると思われる重要項目(※印)が実施					

(検査員)

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ ()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を有すると考えられる重要項目(※印)が実施されてない場合は、評価値にかかわらず「a」または「b」の評価値

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。									
考査項目	a		a'	b	b'	c	(検査員)		
3. 出来形及び出来ばえ	□		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照		□		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		
Ⅱ. 品質	●評価対象項目		塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 塗料表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 塗残り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 溶接部、ボルトの接合部分、型鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 その他		□		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※印)が実施									

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)				
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パッキの判断は様式3-9図参照				
Ⅱ. 品質		●評価対象項目				
		☐ 1)	設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認でき る。			
		☐ 2)	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。			
		☒ 3)	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。			
	★	☐ 4 3)	施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認でき る。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)			
		☐ 5 4)	鋼材・鉄筋の品質が証明書類で確認できる。			
		☒ 6)	鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験地で確認できる。			
		☐ 7 5)	鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。			
		☐ 8 6)	スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。			
		☐ 9 7)	鋼材、鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。			
		☐ 10 8)	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。			
	★	☐ 11 9)	コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。			
		☐ 12 10)	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が設計図書で定められた仕様を満足していることが確認できる。			
		☐ 13 11)	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。			
		☐ 14 12)	坑内観察調査などについて、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。			
		☐ 15 13)	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。			
		☐ 16 14)	金網の継ぎ目が15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。			
		☐ 17 15)	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工し ていることが確認できる。			
		☐ 18 16)	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。			
		☒ 19 17)	ロックボルトの定着長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		☐ 20 18)	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認でき る。			
		☐ 22 19)	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。			
		☐ 23 20)	コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照			
		☐ 24 21)	その他			
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 () = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当上種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施				
		☐	☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘を受ける指摘を受け、修補を行った。			
		☐	☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘を受ける指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。			

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。										
考査項目	a				a'		b		(検査員)	
3. 出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。									品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。
Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。									
防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	●評価対象項目									品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。									
	●評価対象項目									
	□ 1) 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。									
	□ 2) 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。									
	□ 3) 防護柵等の基礎工の施工にあたって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。									
	□ 4) 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。									
	□ 5) ガードケーブールの支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えられていることが確認できる。									
	□ 6) ガードケーブールの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。									
	★ 7) 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。									
	□ 8 7) ベイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が10%以下であることが確認できる。									
	□ 9 8) 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。									
	□ 10 9) 溶融式、高視認性区画線の施工では、常に180～220℃の温度で塗布出来るよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。									
	□ 11 10) 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。									
	□ 12 11) 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。									
	□ 13 12) プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。									
	□ 14 13) 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。									
	□ 15 14) その他									
	●判断基準									
	評価値が90%以上.....a									
	評価値が80%以上90%未満.....a'									
	評価値が70%以上80%未満.....b									
	評価値が60%以上70%未満.....b'									
	評価値が60%未満.....c									
	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。									
	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。									
	③評価値 () / 評価対象項目数									
	④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。									
	⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施									

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

様式土3-5(18)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		a				a'		b		b'		c		d		e	
考査項目	細別	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3-9図参照															
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3-9図参照															
		●評価対象項目 [共通] □1) 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 □2) 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □3) 樹木等の生育に害のある害虫等がいけないことが確認できる。 □4) 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □5) 土壌改良材等(種類、施用量、施用方法等)は適切に施工されている。 ★ [高中低木植栽及び移植] □6) 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □7) 移植木の管理(掘り取り、剪定、運搬、養生等)が適切に行われていることが確認できる。 □8) 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □9) 植えた樹木に対して余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 □10) 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 [地被類植栽] □11) 芝、地被は病害虫がなく、生育・緊密度に優れ、雑物の混じっていないものが使用されている。 □12) 地被植物は草姿、草勢、ポット内の根茎等の品質の良いたものが使用されている。 □13) 芝張り後の処置が適切で活着している。 【その他】 □14) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c															
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施															

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。						(検査員)	
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 (浚渫海岸築造 工事を含む) (NO.1)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 [共通] ☐ 1) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 2) 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 [浚渫・床掘関係] ☐ 3) 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 4) 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 [地盤改良関係] ☐ 5) 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 6) 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ 7) サンドレーン、砕石レーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ 8) ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ 9) 打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 ☐ 10) 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 11) 前記7)8)9)10)以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 12) サンドコンパクションパイル、深層混合処理において、盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。	☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。					
	[マット、捨石及び均し関係] ☐ 13) 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 14) マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 15) 捨石、被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 16) 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 [本体・杭及び矢板、控工関係] ☐ 17) 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 18) 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。 ☐ 19) 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 20) 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 ☐ 21) タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☒ 22) タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ 23) 溶接及び切断について、仕様書等設計図書に定められたとおり行われていることが確認できる。								
	[本体・ケーソン据付、ブロック据付関係] ☐ 24) 23) ケーソン据置に先立ち仮置場を調査し、所定の位置に異常なく仮置きされていることが確認できる。 ☐ 25) 24) ケーソン及び既設構造物等に破損がなく施工されている。 ☒ 26) ケーソンの据え付けの際に、既設構造物との接触面に付着している貝・海藻類を除去している。 ☐ 27) 25) コンクリートブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。					(検査員)	
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 (浚渫海岸築造 工事を含む) (NO.2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照						☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。 又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事の場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。
		●評価対象項目 [コンクリート関係] [28 26] 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 [29 27] コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 [30 27] 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 [31 28] 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) [32 29] コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 [33 29] 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 [34 30] 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 [35 31] コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 [36 32] 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 [37 33] スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 [38 34] コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 [39 28] コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 [40 35] コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3ー9を参照						
		【その他】 [41 36] その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
⑤当土種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「e」または「e+」の評価

(検査員)

- ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値() (%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
- ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施

(検査員)

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値() $\div$ 評価対象項目数() $\times$ 100(%)
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
⑤当上種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。						(検査員)									
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e							
3. 出来形及び出来ばえ	管水路工事(パイプライン)、畑かん工事、営農飲雑用水工事	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照					☐	品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。						
Ⅱ. 品質		☐	●評価対象項目 掘削底面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水等を排除して施工されていることが確認できる。 管及び付属品(制水井、空気弁等)の据付及び接合が適正に施工されている。 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 路盤復旧が設計図書に示す条件により実施されている。(使用材料、締固方法、締固密度等) プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録し、路盤面の浮石などの有害物が除去され、瀝青材の散布・塗布が適切に行われ、気象条件等に配慮して敷均し、締固めを適切に行っており、また舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件が配慮されていることが確認できる。 アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 材料の品質が証明書類で確認できる。 通水試験を適正に行い、漏水の有無等を確認している。 その他					☐	品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					☐	品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従った。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施													

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

様式土3ー5(25)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。									
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	(検査員)
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼製自在枠工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照 ●評価対象項目 □1) 鋼材の規格及び員数がミルシート等で確認できる。 □2) 鋼材の組立やボルトの締め付けの適切な施工が、点検記録等により確認できるが適切に行われている。 □3) 中詰め材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。 □4) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水等を排除して施工されていることが確認できる。 □5) 掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 □6) 地山との組み合わせが適切に実施されている。 □7) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 () = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当土種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※印)が実施							

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。					(検査員)		
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	補強土壁工事	☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※パラツキの判断は様式3ー9図参照						
		●評価対象項目							
		【共通】							
		☐ 1)	施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水等を排除して施工されていることが確認できるとともに、支持力が確認されている。						
		☐ 2)	盛土材は、材料試験が実施され、現場に反映されている。						
		☒ 3)	盛土の締固めが適切な条件(含水比、人力機械別、巻き出し厚・敷均し、転圧作業)で施工され、現場密度も確認できる。						
		☐ 4)	現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。						
		☐ 5)	盛土材、壁面材等の諸材料の保管管理が適切である。						
		☐ 6)	壁面材等の材料の品質・規格がミルシート、工場管理資料より確認できる。						
		☐ 7)	製品に有害な損傷等がなく、又は損傷部等を適切に補修している。						
		【テールアルメ、多数アンカー】							
		☒ 8)	壁面材と補強材の取付の適切な施工が、点検記録等により確認できるが適切に行われている。						
		☐ 9)	補強材の取付角度が適切で、水平に敷設されている。						
		☐ 10)	透水防砂材の取付が適切に行われている。						
		☐ 11)	目地材の設置が適切に行われている。						
【ジオテキスタイル】									
☒ 12)	壁面材とジオテキスタイル(補強材)の連結等組立の適切な施工が、点検記録等により確認できるが適切に行われている。								
☐ 13)	ジオテキスタイルは水平に敷設され、適度に緊張・固定されている。								
☐ 14)	シート、植生マットの取付けが適切に行われている。								
【その他】									
☐ 15)	その他								
●判断基準									
評価値が90%以上.....a									
評価値が80%以上90%未満.....a'									
評価値が70%以上80%未満.....b									
評価値が60%以上70%未満.....b'									
評価値が60%未満.....c									
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施									

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。									
考査項目	a	a'	b	b'	c	(検査員)			
3. 出来形及び出来ばえ	軽量盛土工事 ●評価対象項目 □1) 発泡スチロールブロック(以下「発泡材」)の設置基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水等を排除して施工されていることが確認できる。 □2) 地下水の排水や雨水排水が適切に行われ、レベリング層がドライな状態に保たれている。 □3) 発泡材の保管・管理が適切に行われている。 □4) 発泡材の目地の開き、段差が適切に処理されている。 □5) 発泡材部と盛土部間の隙間の埋戻しが適切に行われている。 □6) 発泡材のカットが適切に行われている。 □7) 発泡材の緊結金具の設置が適切に行われている。 □8) 製品の材質は適正で、品質が確認できる。 □9) 発泡材の割付図が提出されており、現場と一致している。 □10) その他 ★								
II. 品質									
						d	e		
						□ 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい工事(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	□ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。		

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

⑤当主種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※中)が実施

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。					(検査員)	
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	橋梁補修 修繕工事 (NO.1)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					☐ 品質関係について、監督員が改善指示書を 又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	☐ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		☐ 評価対象項目 ●クラック補修(ひびわれ注入) □1) 施工面の泥等を除去していることが確認できる。 □2) クラックの中心位置に注入器を取り付け、シーリング材硬化後に注入していることが確認できる。 □3) 主剤と硬化剤の攪拌、配合が適正に管理され、可塑時間内の施工が確認できる。 □4) 天候等現場状況を確認し、気温、湿度等の計測を行い作業していることが確認できる。 □5) 注入材の硬化養生後、シーリング部を平坦に仕上げていることが確認できる。 □6) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 □7) その他 ☐ 橋梁塗装 □8) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □9) ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □10) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 □11) 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □12) 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □13) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □14) 塗りが残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □15) 溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □16) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □17) その他 ☐ 伸縮継手 □18) 既設伸縮装置撤去が適切に行われ、清掃されていることが確認できる。 □19) 鉄筋の加工・組立、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。 □20) コンクリート打設が適切に施工されていることが確認できる。 □21) プライマー等が均一に塗布され、可塑時間、養生が適切であることが確認できる。 □22) シール(止水)材充填が適切に施工されていることが確認できる。 □23) 弾性合材補装が適切に施工されていることが確認できる。 □24) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 □25) その他 ☐ 含浸材塗布 □26) 高圧洗浄等で洗浄後、基面を乾燥させていることが確認できる。 □27) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 □28) 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。 □29) 塗布後の養生が適切に施工されていることが確認できる。 □30) 含浸材の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □31) 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 □32) その他						

(検査員)

- ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
- ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施

(検査員)

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]		該当する項目の□にレマークを記入する。						(検査員)
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	橋梁補強工事 (橋脚巻き立て工)	□	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照				品質関係について、監督員が改善指示書を 発出し改善された。 又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
	●評価対象項目 [共通]							
	□1)		既設コンクリート面の油脂等の汚れや脆弱部を適切に除去していることが確認できる。					
	□2)		削孔深、削孔径、削孔位置が規定値を満たし、鉄筋等の固定が確認できる。					
	□3)		使用材料の品質が証明書類で確認でき、鉄筋等の形状、組立及び加工が設計図書を満足している(圧接溶接を有資格作業員が行っている)ことが確認できる。					
	[ポリマーセメントモルタル吹付工関係]							
	□4)		吹付材(モルタル)の配合、練り混ぜが適正に管理されていることが確認できる。					
	★ □5)		吹付が気象等施工条件を確認して適切に施工、養生されていることが確認できる。					
	□6)		吹付材(モルタル)の圧縮強度試験が適切に実施され、試験結果が適切に整理されていることが確認できる。					
	[コンクリート巻き立て工関係]							
□7)		コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。						
□8)		施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。						
□9)		コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取外しを行っていることが確認できる。						
★ □9)		型枠が適切に設置され、コンクリートの打設前に、打ち継ぎ目処理、面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。						
□10)		コンクリート打設まで、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。						
★ □11)		コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。						
□12)		スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。						
□13)		コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。						
□14)		コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。						
□15)		コンクリート構造物に有害なクラックがない。						
【その他】								
□16)	その他							
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 () = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(※中)が実施						

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。									
考査項目	a	a'	b	b'	c	(検査員)			
3. 出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツキの判断は様式3ー9図参照					品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。			
II. 品質	●評価対象項目 □1) 掘削機械の水平度、安全度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 □2) 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □3) グラウト材が空隙無く充填されており、規定の圧縮強度が確認できる。 □4) 支柱、メインケーブル及び各部材(緩衝装置以外)が設計どおりに適正に設置されていることが点検記録等により確認できる。 □5) 緩衝装置が適正に取り付けられており、ボルトの締め付けが既定のトルクで行われていることが点検記録等により確認できる。 □6) 各部材等の規格及び品質が証明書等で確認でき、その保管状況及び材料検収等も適正に行われていることが確認できる。 □7) その他 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c								

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		(検査員)			
考査項目	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。				
Ⅱ. 品質	[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツギの判断は様式3-9図参照				
細別	●評価対象項目				
上記以外の工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツギの判断は様式3-9図参照 ●判断基準 該当項目が6項目以上 ... a 該当項目が5項目 ... a' 該当項目が4項目 ... b 該当項目が3項目 ... b' 該当項目が2項目以下 ... c 注 評価対象項目は6項目以上とする。				
細別	a	a'	b	b'	c
上記以外の工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツギの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バツギの判断は様式3-9図参照 ●判断基準 該当項目が6項目以上 ... a 該当項目が5項目 ... a' 該当項目が4項目 ... b 該当項目が3項目 ... b' 該当項目が2項目以下 ... c 注 評価対象項目は6項目以上とする。				
		d	e		
		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事中に完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。		
		d	e		
		品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直しを行った。ただし、手直しの程度が小さい場合(手直し工事中に完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。		

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

様式土3-6 ① 該当する項目の□にレマークを記入する。(検査員)

考査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 4) クラックがない。 ☐ 5) 漏水がない。 ☐ 6) 全体に渡り、外観の仕上がりが良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 1) 仕上がりが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 5) 全体に渡り、外観の仕上がりが良い。 ☐ 1) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	切土工事	☐ 2) 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 3) 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。 ☐ 4) 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 5) 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 6) 残土等は適切に処理されている。 ☐ 7) 全体に渡り、外観の仕上がりが良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事、ブロック積工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りがよい。 ☐ 2) 材料の組み合わせがよく、クラックがない。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上がりがよい。 ☐ 4) 既設構造物とのすりつけがよい。 ☐ 5) 全体に渡り、外観の仕上がりが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
鋼橋工事 水管橋工事 水門・樋門工(扉体工)工事		●評価対象項目 ☐ 1) 表面に補修箇所がない。 ☐ 2) 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 3) 溶接に均一性がある。 ☐ 4) 塗装に均一性がある。 ☐ 5) 全体に渡り、外観の仕上がりが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

様式土3-6 ②
 [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 1) 地山との取り合いが良い。 ☐ 2) 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 3) 施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。 ☐ 4) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1) 舗装の平坦性が良い。(1. 2以下) ☐ 2) 構造物の通りが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5) 雨水処理が良い。 ☐ 6) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
	法面工事	●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d			
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d			
	コンクリート橋上部分工	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) 支承部の仕上げが良い。 ☐ 5) クラックがない。 ☐ 6) 漏水がない。 ☐ 7) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			

工事成績評定の考查項目別運用表(土木工事)

様式士3-6 ③

該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 □1) 塗装の均一性が良い。 □2) 細部まできめ細かな施工がされている。 □3) 補修箇所が無い。 □4) ケレンの施工状況が良好である。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	植栽工事	●評価対象項目 □1) 樹木の活着状況が良い。 □2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □3) 支柱の取り付けが堅固である。 □4) 生垣、列植等の通りが良い。 □5) 全体の整地の仕上がり面が平滑で、美観が良い。 □6) 石組みは適切に施工されている。 □7) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当6項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	防護柵(網)工事	□1) 通りが良い。 □2) 端部処理が良い。 □3) 部材表面に傷及び錆がない。 □4) 既設構造物等とのすりつけが良い。 □5) きめ細やかに施工されている。 □6) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	標識工事	●評価対象項目 □1) 設置位置に配慮がある。 □2) 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □3) 標識板の支柱に変色がない。 □4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	区画線工事	●評価対象項目 □1) 塗料の塗布が均一である。 □2) 視認性が良い。 □3) 接着状態が良い。 □4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

様式土3-6 ④
 [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 整地仕上げが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 ☐ 3) 水路、道路等が的確に施工されている。 ☐ 4) 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。 ☐ 5) 法面仕上げが良い。(とおり、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧) ☐ 6) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
	暗渠排水工事	●評価対象項目 ☐ 1) 埋戻し、仕上げが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 ☐ 3) 施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。 ☐ 4) 水閘、排水口の設置が的確である。 ☐ 5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。 ☐ 1) 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ 2) きめ細かな施工がなされている。 ☐ 3) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 4) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
	維持修繕工事	●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d			
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を 含む)	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。 ☐ 3) 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
管水路工事 (パイプライン) 畑かん工事(末端部 管農飲雑用水工事	管水路工事	●評価対象項目 ☐ 1) 施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。 ☐ 2) 漏水がない。 ☐ 3) 路面復旧が適正に施工され段差、不等沈下等が無い。 ☐ 4) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。			
		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d			

様式土3-6 ⑤ 工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

(検査員)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	木製構造物工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山立込部との取り合わせがよい。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	鋼製自在枠工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山との取り合わせがよい。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
	河川浚渫工事	●評価対象項目 □1) 掘削面が平坦で、仕上げが良い。 □2) 自然環境との調和に配慮している。 □3) 工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 □4) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
二次製品構造物 小型構造物工事		●評価対象項目 □1) 現場打コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) 構造物の通りが良い。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 □4) 製品のかみ合わせが良い。 □5) クラックがない。 □6) 漏水がない。 □7) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	補強土壁工事 軽量盛土工事	●評価対象項目 □1) 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 □2) 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 □4) 構造物等へのすりつけが良い。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	

様式土3-6 ⑥ 工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	橋梁補修 修繕工事	●評価対象項目 □1) 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 □2) 構造物へのすりつけ等が良い。 □3) 端部処理が良い。 □4) クラック補修の表面仕上げが良い。 □5) 断面修復の表面仕上げが良い。 □6) 細部まできめ細かな施工がなされている。 □7) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	落橋防止装置工事	●評価対象項目 □1) 表面に補修箇所がない。 □2) 部材表面に傷及び錆がない。 □3) 溶接に均一性がある。 □4) 既設構造物へのすりつけは丁寧に仕上げられている。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	橋梁補強工事 (橋脚巻き立て工)	●評価対象項目 □1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) コンクリート構造物の通りが良い。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □4) クラックがない。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	高エネルギー吸収型 落石防護柵工事	●評価対象項目 □1) 通りが良い。 □2) 端部処理が良い。 □3) 部材表面に傷及び錆がない。 □4) 細部まできめ細かな施工がなされている。 □5) 全体に渡り、外観の仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 □1) □2) □3) □4) □5)		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。					

工事成績評価の審査項目別運用表（土木工事）

【記入方法】該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

（検査員）

考 査 項 目		対 応 事 項		【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	施工条件等への対応			
	I 構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他 理由： ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば3点の加点とする。	(1.について) 切土又は盛土の土工量：15万 ^m 以上、護岸・築堤の直高：10m以上、トンネル（ｼｰﾙﾄﾞ）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、欄門又は樋管の内空断面積：15 ^m 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50 ^m 以上、トンネル（開削工法）の直高 20m以上、トンネル（NATM）の内空断面積：85 ^m 以上、トンネル（沈埋工法）の内空断面積：300 ^m 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工の施工幅：100m以上、地滑り防止工の法長：150m以上、浚渫土の浚渫土量：100万 ^m 以上、流路工の流路体積：500 ^m 以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400 ^m /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて安定計算等の再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するために新技術又は新工法を採用した工事。 ・パイロット工事又は特異な試験フィードで特許工法等を用いて技術的な検討が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（巡回以上）や環境対策などの制約（通常の作業工程の1.5倍）が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限（通常の作業工程の1.5倍）を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D1D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・その他、施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に非常に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。		
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7. 理道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10. その他 理由： ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば5点の加点とする。			

考 査 項 目	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由： ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば3点の加点とする。	(1. について) (11. について) - 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) - 海岸、港湾又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) - 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 - 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 - 土石流危険渓流に指定された区域内における工事（原則本堤工事の掘削工事のみとし、流路工は除く） (14. について) - イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) - その他、自然条件又は地盤条件への対応が特に必要であった工事。 - その他、災害等における臨機機措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16 12ヶ月以上超える工期で、事故がなく完成した工事 （全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らなかった事故は除く。 ☐ 17 その他 ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば5点の加点とする。	- 当初契約工期が対象。（ただし、12ヶ月以内に完成通知が提出された場合は評価しない。） - 現場条件の変化があり迅速に対応したにもかかわらず、工期が12ヶ月以上（部分中止期間を含む）となった場合は評価する。
記述評価 （レマークを付した 評価内容を詳細記 述）	評 点： _____ 点	【工事特性の詳細評価】
※ 1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。 ※ 2 「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。 ※ 3 提出件数は5件までとする。		

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

工事成績評定の審査項目別運用表（土木工事）

（検査員）

審査項目	細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	1. 創意工夫	【施工】 □ 1. 施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 4. 部材・機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工に関する工夫 □ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋樑、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 12. 施工計画書の作成、与真の管理等に関する工夫。 □ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【新技術等活用】 □ 15. 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫。 □ 16. ICT施工技術を活用した工事。 ※本項目は、鳥取県土木整備部 ICT活用工事実施要領第3（1）から（5）までの全ての項目において ICT活用を行った工事について4点の加点とする（1項目でも実施していない場合は、加点評価しない）。ただし、LightIG型の場合は、実施項目数に応じて按分し加点する。 【品質】 □ 17. 土工、設備、電気に関する工夫。 □ 18. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 19. 鉄筋、PCCケープル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 20. 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 21. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づき安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 □ 22. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、扶まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 23. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 24. 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 25. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 26. 一般車両突入時の被害軽減対策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 27. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 28. 環境保全に関する工夫。 【その他】 □ 29. その他（理由） □ 30. その他（理由）
記述評価 （レマークを 付した評価内 容を詳細記 述）	評価： _____ 点	【創意工夫の詳細評価】

※ 1. 施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために工夫した内容とその成果・結果が具体的に記載された事例について、特に評価すべきものを加点評価する。

※ 2. 施工時に本来記述されるべきことや、単に市販品を導入・使用しただけのものについては原則として評価しない。

※ 3. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点（項目16は最大4点、項目16は2点）で評価し、最大11点の加点評価とする。

※ 4. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※ 5. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に真体の内容を記載して加点する。なお、「工事特性」との二重評価は行わない。

※ 6. 提出件数は7件までとする。

評価の対象としない。

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

(検査員)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	細 別	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	●評価対象項目 □1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ □2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 □3) 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □7) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □8) その他 (理由: _____)
	評 価	評点: _____ 点 ・社会性等は、加点点評価する。 ・加点は+8点～0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。

※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や地域住民全体に対する配慮等の貢献等について加点点評価する。特定の個人への対応は評価しない。

※□1) 周辺環境への配慮とは、(例えば、汚濁防止フェンスの設置、絶滅危惧種の保存・保護等) 自主的な取り組みで設計対象外のもの。

※□5) が評価対象の場合には、□4) も評価する。(ダブル評価)

※□5) 国、市町村、NPO法人等が広く呼びかけて開催する清掃活動等への参加は、評価の対象としない。

※□8) インターネット事業への協力は、評価の対象としない。

※提出件数は8件までとする。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

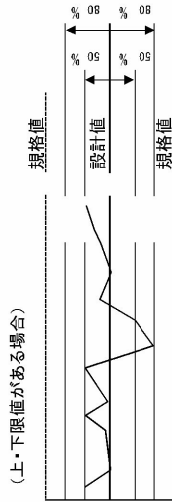
工事成績評定の審査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目	一 覧										
8. 法令遵守等	I. 法令遵守等	1 法令等に関する項目	<table><tr><th>措置内容</th><th>点数</th></tr><tr><td>☐ 資格停止期間3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr><tr><td>☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr><tr><td>☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr><tr><td>☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr></table> ☐ 該当項目なし	措置内容	点数	☐ 資格停止期間3ヶ月以上	-20点	☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満	-10点
措置内容	点数												
☐ 資格停止期間3ヶ月以上	-20点												
☐ 資格停止期間2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点												
☐ 資格停止期間1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点												
☐ 資格停止期間2週間以上1ヶ月未満	-10点												
① 本評価項目で評価する事例は、工事の施工に当たり、工事関係者が鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱で上表の措置があった場合に適用する。 ※1 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2 「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、請負会社の現場従事職員及び※1を履行するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ② 評定後、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づき、資格停止措置が決定した場合は、鳥取県建設工事検査規程第14条第3項に基づき、当該評定を修正するものとする。 ③ 実地完成日の翌日以降に、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づき、文書による警告が決定しても、当該評定を修正しないものとする。													
2 ☐ 技術提案型工事に該当する。 ☐ 該当しない。													
		技術提案内容の履行状況	点 数										
		☐ 技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった。	不履行事項数 () × (-3) = 点										
① 本評価項目は、技術提案型総合評価競争入札方式において、受注者の責により技術提案実施計画書に記載した事項が履行されなかった場合に適用し、減点数は技術提案型総合評価競争入札試行基準によるものとする。													

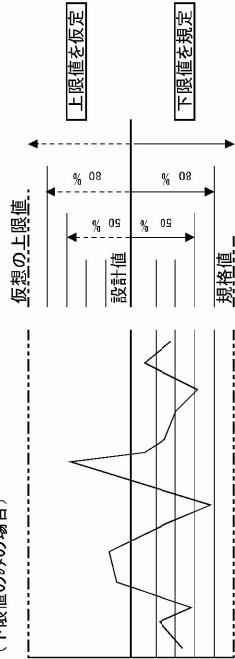
様式土3ー9 【記入方法及び留意事項】《土木工事関係》

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方
◎〔管理図の場合〕



注 1. ばらつきの判断は、上記図の上・下限度の50%、80%でa、b、cの判定をする。
2. 品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上り状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

(下限度のみの場合)



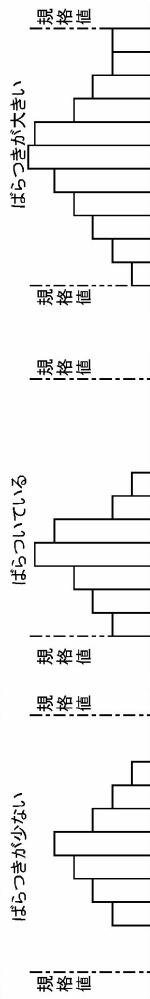
注 出来形のばらつきの考え方

1. 上限度のない場合は、下限度と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
2. 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつき判定の母数に含めない。ただし、ばらつき判定のための全ての規格値が設計値以上となる場合はばらつきを50～80%とみなす。
3. 次の場合実測値を設計値とする(施工後の実測値を設計値に反映する)は、ばらつきを50～80%とみなす。
(1)実測値を設計値とする場合(施工後の実測値を設計値に反映する場合)
(2)根固めプロック・吹付砕石等既設型枠を使用して施工する場合(厚さ・幅・高さ)
4. 自社施工業務対象工事の舗装工事(オーバーレイ工含む)の平坦性(左右車線を延長で加重平均したもの)が1.2(規格値2.4の50%)を超える場合はa又はa'の評価はしない。
(出来ばえについては、左右の車線いずれかが1.2を超える場合は評価しない。)
5. 現場塗装工におけるばらつき評価は、新設塗装及び塗替え塗装の床面調整程度1種、2種、3種、4種の場合、土木工事出来形管理基準の規格値b(測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上)の規定に注1の考え方を適用して評価する。
5.1～5.5の規定に関係なく、[別紙 ばらつき評価項目整理表]の評価対象欄に「-」と記載されている項目は、ばらつき評価の対象外とする。
6. ばらつき評価の対象とする管理値がない場合は、全体のばらつき評価を50～80%とする。

注 出来形のばらつき判定の仕方

- (例1)吹付砕石・・・法長・延長は上記3(4)・幅・高さは上記3(4)2、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
(例2)切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記3(4)1・オーバーレイ工の厚さは上記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



ばらつきが多い



3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。

(2) 有害なクラックについては、補修されている場合、「○」コンクリート構造物に有害なクラックがないのの評価項目はチェックしない。補修されていない場合は、d以下の評価とする。

(3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指摘票により調査を行い、調査結果に基づき判定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。

有害なクラック以外には「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。

(4) 出来ばえについて、適切な補修等がある場合は「クラックなし」とする。

* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、堰門、堤防、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。

なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。

「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1) 各運用表の該当する項目の□にレッシュマークを記入する。
(2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、(c')、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
(3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1)「Ⅲ.出来ばえ」で該当項目が

減った場合の評価の考え方

該当チェック項目数(個)												
	1	2	3	4	5	6	7	8				
評 定 点	a	1	2	3	3	4	5	6	7			
	b	1	1	2	2	3	4	4	4			
	c	1	1	1	1	1	2	3	3			
	d	無	無	無	無	無	1	2	2			

(2) 補雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や工事

写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳

細に検査することが出来たため、出来ばえは「C」と

判定する。

6. 「品質」

(1) 品質の重要項目(☆印)とは、その工種において施工上の配慮を特に求める項目である。

(2) '河川浚渫工'等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方

・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。

・品質管理項目がない場合C評価とする。

様式 3-9 (ばらつき評価 項目整理表)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
1	2	3	2	1	掘削工	基準高▽ 法長l	対象 対象
1	2	3	2	2	掘削工(面管理)	平場 法面 法面(軟岩 I)	対象 対象 対象
1	2	3	2	3	掘削工(水中部／面管理)	平場 法面	対象 対象
1	2	3	3	1	盛土工	基準高▽ 法長l 幅w1,w2	対象 対象 対象
1	2	3	3	2	盛土工(面管理)	天端 法面	対象 対象
1	2	3	4		盛土補強工	基準高▽ 厚さt 控え長さ	対象 対象 —
1	2	3	5		法面整形工(盛土部)	厚さt	—
1	2	3	6		堤防天端工	厚さt 幅w	— —
1	2	4	2	1	掘削工	基準高▽ 法長l 幅w	対象 対象 対象
1	2	4	2	2	掘削工(面管理)	天端 法面 法面(軟岩 I)	対象 対象 対象
1	2	4	3	1	路体盛土工	基準高▽ 法長l 幅w1,w2	対象 対象 対象
1	2	4	4	1	路床盛土工	基準高▽ 法長l 幅w1,w2	対象 対象 対象
1	2	4	3	2	路体盛土工(面管理)	天端	対象
1	2	4	4	2	路床盛土工(面管理)	天端	対象
1	2	4	5		法面整形工(盛土部)	厚さt	—
1	3	7	4		組立て	平均間隔D かぶりt	対象 対象
3	2	3			道路改良／護岸工／流路工	幅w1,w2,w3	対象
3	2	3	4		矢板工	基準高▽ 根入長 変位l	対象 — 対象
3	2	3	5		縁石工(縁石／アスカープ)	延長L	—
3	2	3	6		小型標識工	設置高さh 基礎 幅w(D) 基礎 高さh 基礎 根入長	— 対象 対象 —
3	2	3	7		防止柵工	基礎 幅w 基礎 高さh パイプ取付高h	対象 対象 対象
3	2	3	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	基礎 幅w 基礎 高さh ビーム取付高h	対象 対象 対象
3	2	3	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	基礎 幅w 基礎 高さh 基礎 延長L ケーブル取付高h	対象 対象 — 対象
3	2	3	9		区画線工	厚さt(溶融式のみ) 幅w	— —
3	2	3	10		道路付属物工(視線誘導標／距離標)	高さh	対象
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	—
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工／けた橋)	桁長L(m) 断面の外形寸法 橋桁のそりδ1 横方向の曲がりδ2	対象 対象 対象 対象
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工／スラブ桁)	桁長L(m) 断面の外形寸法 橋桁のそりδ1 横方向の曲がりδ2	対象 対象 対象 対象
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	幅(上)w1 幅(下)w2 高さh 桁長l支間長 横方向最大タワミ	対象 対象 対象 対象 対象
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長l 断面の外形寸法(mm)	— —
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長l支間長 横方向最大タワミ	対象 対象
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高▽ 幅w1, w2 厚さt 桁長l	対象 対象 対象 対象
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高▽ 幅(上)w1 幅(下)w2 内空幅w3 高さh1 内空高さh2	対象 対象 対象 対象 対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	桁長l 幅(上)w1 幅(下)w2 内空幅w3 高さh1 内空高さh2 桁長l	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象
3	2	3	17		根固めブロック工	層精_基準高▽ 層精_厚さt 層精_幅w1,w2 層精_延長L1,L2 乱精_基準高▽ 乱精_延長L1,L2	対象 — — — 対象 —
3	2	3	18		沈床工	基準高▽ 幅w 延長L	対象 対象 —
3	2	3	19		捨石工	基準高▽ 幅w 延長L	対象 — —
3	2	3	22		階段工	幅w 高さh 長さL 段数	対象 対象 対象 対象
3	2	3	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	対象 対象 対象
3	2	3	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	高さ 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔w1 歯咬み合い部の軸方向間隔w2 仕上げ高さ	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象
3	2	3	24	3	伸縮装置工(埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	対象 対象
3	2	3	26	1	多自然型護岸工(巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長l 延長L	対象 対象 —
3	2	3	26	2	多自然型護岸工(かごマット)	法長l 厚さt 延長L	対象 — —
3	2	3	27	1	羽口工(じゃかご)	法長l 厚さt	対象 —
3	2	3	27	2	羽口工(ふとんかご、かご枠)	高さh 延長L1,L2	— —
3	2	3	28		プレキャストカルバート工	基準高▽ 幅w 高さh 延長L	対象 — — —
3	2	3	29	1	側溝工(プレキャスト側溝)	基準高▽ 延長L	対象 —
3	2	3	29	2	側溝工(場所打水路工)	基準高▽ 厚さt1,t2 幅w 高さh1,h2 延長L	対象 対象 対象 対象 —
3	2	3	29	3	側溝工(暗渠工)	基準高▽ 幅w1,w2 深さh 延長L	対象 — — —
3	2	3	30		集水樹工	基準高▽ 厚さt1~t5 幅w1,w2 高さh1,h2	対象 — 対象 対象
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	—
3	2	4	1		切込砂利／砕石基礎工／割ぐり石基礎工／均しコンクリート	幅w 厚さt1,t2 延長L	— — —
3	2	4	3	1	基礎工(護岸／現場打)	基準高▽ 幅w 高さh 延長L	対象 対象 対象 —
3	2	4	3	2	基礎工(護岸／プレキャスト)	基準高▽ 延長L	対象 —
3	2	4	4	1	既製杭工	基準高▽ 根入長 偏心量D 傾斜	対象 — 対象 対象
3	2	4	4	2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ 根入長 偏心量D 傾斜 杭径D	対象 — 対象 対象 —
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽ 根入長 偏心量D 傾斜 杭径D	対象 — 対象 対象 対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
3	2	4	6		深礎工	基準高▽ 根入長 偏心量D 傾斜 基礎径D 基準高▽ ケーソンの長さl ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚t 偏心量D	対象 — 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽ ケーソンの長さl ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚t 偏心量D	対象 対象 対象 対象 対象 対象
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽ ケーソンの長さl ケーソンの幅w ケーソンの高さh ケーソンの壁厚t 偏心量D	対象 対象 対象 対象 対象 対象
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽ 根入長 偏心量D	対象 — 対象
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工	基準高▽ 法長l 厚さ(ブロック積・張)t1 厚さ(裏込)t2 延長L	対象 対象 対象 — —
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	基準高▽ 法長l 延長L1,L2	対象 対象 —
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	基準高▽ 幅w 延長L	対象 — —
3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽ 法長l 厚さ(ブロック)t1 厚さ(裏込)t2 延長L	対象 対象 対象 — —
3	2	5	5		石積(張)工	基準高▽ 法長l 厚さ(石積・張)t1 厚さ(裏込)t2 延長L	対象 対象 対象 — —
3	2	6	6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	対象
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工(下層路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(上層路盤工／セメント安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(上層路盤工／セメント安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工(基層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ 幅 基準高▽ 平坦性	対象 対象 — 対象
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工(表層工／面管理)	厚さあるいは標高較差 平坦性	対象 対象
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(下層路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工(上層路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(上層路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(上層路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工(基層工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工(基層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工(表層工)	厚さ 幅 基準高▽ 平坦性	対象 対象 — 対象
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工(表層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
3	2	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	平坦性 基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 対象 —
3	2	6	9	2	排水性舗装工(下層路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	9	3	排水性舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	9	4	排水性舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	9	5	排水性舗装工(上層路盤工／セメント(石灰)安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	9	6	排水性舗装工(上層路盤工／セメント(石灰)安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	9	7	排水性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	9	8	排水性舗装工(加熱アスファルト安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	9	9	排水性舗装工(基層工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	9	10	排水性舗装工(基層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	9	11	排水性舗装工(表層工)	厚さ 幅 基準高▽ 平坦性	対象 対象 対象 対象
3	2	6	9	12	排水性舗装工(表層工／面管理)	厚さあるいは標高較差 平坦性	対象 対象
3	2	6	10	1	透水性舗装工(路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	10	2	透水性舗装工(路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	10	3	透水性舗装工(表層工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	10	4	透水性舗装工(表層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(基層工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工(基層工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工(表層工)	厚さ 幅 基準高▽ 平坦性	対象 対象 対象 対象
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工(表層工／面管理)	厚さあるいは標高較差 平坦性	対象 対象
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(下層路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工(セメント(石灰)／瀝青)安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰)／瀝青)安定処理工(面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚さ 幅 平坦性 基準高▽ 目地段差	対象 対象 対象 対象 対象
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工／面管理)	厚さあるいは標高較差 平坦性 目地段差	対象 対象 対象
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	対象 対象 —
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／下層路盤工／面管理)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	対象 対象
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／粒度調整路盤工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／粒度調整路盤工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／セメント(石灰)／瀝青)安定処理工)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／セメント(石灰)／瀝青)安定処理工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／アスファルト中間層)	厚さ 幅	対象 —
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／アスファルト中間層／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	厚さ 幅 平坦性 基準高▽ 目地段差	対象 対象 対象 対象 対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工／面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
						平坦性	対象
						目地段差	対象
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	基準高▽	対象
						厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工／セメント(石灰)安定処理工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	基準高▽	対象
						厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工／粒度調整路盤工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工／セメント(石灰)安定処理工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	14	5	ブロック舗装工(基層工)	厚さ	対象
						幅	—
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さt	対象
						幅w	—
3	2	6	15	2	路面切削工(面管理)	厚さt(標高較差)	対象
						幅w	—
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工 幅w	—
						路盤工 延長L	—
						路盤工 厚さt	対象
						舗設工 幅w	—
						舗設工 延長L	—
						舗設工 厚さt	対象
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さt	対象
						幅w	—
						延長L	—
						平坦性	対象
3	2	6	17	2	オーバーレイ工(面管理)	厚さあるいは標高較差	対象
						平坦性	対象
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	対象
						施工厚さt	対象
						幅w	対象
						延長L	—
3	2	7	3		置換工	基準高▽	対象
						置換厚さt	対象
						幅w	対象
						延長L	—
3	2	7	4	1	表層安定処理工(サンドマット海上)	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w	対象
						天端延長L	—
3	2	7	4	2	表層安定処理工(ICT施工)	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w	対象
						天端延長L	—
3	2	7	5		バイルネット工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	対象
						延長L	—
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さt	対象
						幅w	対象
						延長L	—
3	2	7	7		バーチカルドレーン工／締固め改良工	位置・間隔w	対象
						杭径D	—
						打込長さh	—
						砂投入量	—
3	2	7	9	1	固結工	基準高▽	—
						位置・間隔w	対象
						杭径D	—
						深度L	—
3	2	7	9	2	固結工(スラリー攪拌工／3次元計測)	基準高▽	—
						位置	対象
						杭径D	—
						改良長L	—
3	2	7	9	3	固結工(中層混合処理)	基準高▽	—
						施工厚さt	—
						幅w	—
						延長L	—
3	2	10	5	1	土留／仮締切工(H鋼杭)(鋼矢板)	基準高▽	対象
						根入長	—
3	2	10	5	2	土留／仮締切工(アンカー工)	削孔深さl	—
						配置誤差D	対象
3	2	10	5	3	土留／仮締切工(連節ブロック張り工)	法長l	対象
						延長L1.L2	—
3	2	10	5	4	土留／仮締切工(締切盛土)	基準高▽	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						天端幅w	対象
						法長l	対象
3	2	10	5	5	土留／仮締切工(中詰盛土)	基準高▽	対象
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	対象
						連壁の長さl	—
						変位	対象
						壁体長L	—
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	対象
						連壁の長さl	—
						変位D	対象
						壁体長L	—
3	2	12	1	1	鋳造費(金属支承工)	接合用ボルト孔の直径差	対象
						接合用ボルト孔の中心距離	対象
						アンカーバー用孔の直径差	対象
						アンカーバー用孔の中心距離	対象
						センターボスの直径	対象
						センターボスの高さ	対象
						ボスの直径	対象
						ボスの高さ	対象
						上管の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	対象
						全移動l	対象
						組立高さh	対象
						普通寸法	対象
3	2	12	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅w、長さL、直径D	対象
						厚さt	対象
						相対誤差	対象
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部材長l(m)	対象
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さh(m)	対象
						外周長L(m)	対象
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合)	フランジ幅w(m)腹板高h(m)腹番間隔' (m)	対象
						板の平面度 δ (mm)	対象
						フランジの直角度 δ (mm)	対象
						部材長l(m)	対象
						圧縮材の曲がり δ (mm)	対象
						全長L(m)	対象
						支間長Ln(m)	対象
						主桁、主構の中心間距離B(m)	対象
						主構の組立高さh(m)	対象
						主桁、主構の通り δ (mm)	対象
						主桁、主構のそり δ (mm)	対象
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	対象
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	対象
						現場継手部のすき間 δ 1, δ 2(mm)	対象
3	2	12	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅w(m)腹板高h(m)	対象
						板の平面度 δ (mm)	対象
						フランジの直角度 δ (mm)	対象
						部材長l(m)	対象
3	2	12	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	対象
						堤長L	対象
						堤長l	対象
						堤幅w	対象
						堤幅w	対象
						高さH	対象
						ベースプレートの高さ	対象
						本体の傾き	対象
3	2	12	4		検査路製作工	部材長l(m)	対象
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材長w(m)	対象
						組合せる伸縮装置との高さの差 δ 1(mm)	対象
						フィンガーの食い違い δ 2(mm)	対象
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材長l(m)	対象
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材長l(m)	対象
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	上面水平度 δ 1(mm)	対象
						鉛直度 δ 2(mm)	対象
						高さh(mm)	対象
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅w(m)腹板高h(m)	対象
						フランジの直角度 δ (mm)	対象
						部材長l(m)	対象
						主桁のそり δ	対象
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材長l(m)	対象
3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	—
3	2	13			架設工(鋼橋)	全長L(m)支間長Ln(m)	対象
						通り δ (mm)	対象
						そり δ (mm)	対象
						主桁、主構の中心間距離B(m)	対象
						主桁の橋端における出入差 δ (mm)	対象
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	対象
						現場継手部のすき間 δ 1, δ 2(mm)	対象
3	2	13			架設工(コンクリート橋)	全長・支間	—
						桁の中心間距離	—
						そり	—
3	2	14	2	1	植生工	切土法長l	対象
						盛土法長l	対象
						延長L	—
3	2	14	2	2	植生工(植生基材吹付工)(客土吹付工)	法長l	対象
						厚さt	—
						延長L	—
3	2	14	3		吹付工(コンクリート)(モルタル)	法長l	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						厚さt	—
						延長L	—
3	2	14	4	1	法枠工(現場打法枠工)(現場吹付法枠工)	法長l	対象
						幅w	—
						高さh	—
						枠中心間隔a	対象
						延長L	—
3	2	14	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長l	対象
						延長L	—
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さl	—
						配置誤差D	対象
						せん孔方向θ	対象
3	2	15	1		(一般事項)場所打擁壁工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						裏込厚さ	対象
						幅w1,w2	対象
						高さh	対象
						延長L	—
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	対象
						延長L	—
3	2	15	3		補強土壁工	基準高▽	対象
						高さh	対象
						鉛直度△	対象
						控え長さ(補強材の設計長)	—
						延長L	—
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						厚さt1,t2,t3	—
						延長L1, L2	—
3	2	16	3	1	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	基準高▽	対象
						幅	—
						延長	—
3	2	16	3	2	浚渫船運転工(グラブ浚渫船／バックホウ浚渫船)	基準高▽	対象
						幅	—
						延長	—
3	2	16	3	3	浚渫船運転工(バックホウ浚渫船／面管理)	標高較差	対象
3	2	18	2		床版工	基準高▽	対象
						幅w	対象
						厚さt	対象
						鉄筋のかぶり	—
						鉄筋の有効高さ	対象
						鉄筋間隔	対象
6	1	7	4		護岸付属物工	幅w	—
						高さh	対象
6	1	10	8		杭出し水制工	基準高▽	対象
						幅w	対象
						方向	対象
						延長L	—
6	1	13	3		配管工	埋設深t	対象
						延長L	—
6	1	13	4		ハンドホール工	基準高▽	対象
						厚さt1～t5	対象
						幅w1,w2	—
						高さh1,h2	—
6	3	5	6	1	函渠工(本体工)	基準高▽	対象
						厚さt1～t8	対象
						幅w1,w2	—
						内空幅w3	—
						内空高h1	対象
						延長L	—
6	3	5		2	函渠工(ヒューム管／PC管／コルゲートパイプ／ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	対象
						延長L	—
6	3	5	7		翼壁工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	—
						高さh	対象
						延長L	—
6	3	5	8		水叩工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	—
						高さh	対象
						延長L	—
6	4	6	7		床版工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	—
						高さh	対象
						延長L	—
6	4	6	8		堰柱工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	—
						高さh	対象
						延長L	—
6	4	6	9		門柱工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	—
						高さh	対象
						延長L	—

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
6	4	6	10		ゲート操作台工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	4	6	11		胸壁工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	6	13		閘門工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	6	14		土砂吐工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	7	8		堰本体工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 堰長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	7	9		水叩工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 堰長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	7	10		土砂吐工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 堰長L	対象 対象 — 対象 —
6	5	8	3		魚道本体工	基準高▽ 厚さt1,t2 幅w 高さh1,h2 延長L	対象 対象 対象 対象 —
6	5	9	2		管理橋橋台工	基準高▽ 厚さt 天端幅w1(橋軸方向) 天端幅w2(橋軸方向) 敷幅w3(橋軸方向) 厚さh1 胸壁の高さh2 天端長l1 敷長l2 胸壁間距離l 支点長及び中心線の変化	対象 対象 — — — 対象 対象 — — 対象 対象 —
6	6	4	6		本体工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh1,h2 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	6	4	7		燃料貯油槽工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	6	5	7		コンクリート床版工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	対象 対象 — 対象 —
6	7	4	6		本体工(床固め本体工)	基準高▽ 天端幅w1,w3 堤幅w2 堤長L1,L2 水通し幅l1,l2	対象 — — — 対象
6	7	4	8		水叩工	基準高▽ 厚さt 幅w 延長L	対象 対象 — —
6	7	5	6		側壁工	基準高▽ 天端幅w1 堤幅w2 長さL	対象 — — —
7	1	5	5		場所打コンクリート工	基準高▽ 幅w 高さh 延長L	対象 — — —
7	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ ブロック厚t ブロック縦幅w1 ブロック横幅w2	対象 — — —

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						延長L	—
7	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						厚さt	—
						延長L	—
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						厚さt	対象
						裏込材厚t'	—
						延長L	—
7	1	8	2		コンクリート被覆工	基準高▽	対象
						幅w	—
						厚さt	—
						基礎厚t'	—
						延長L	—
7	1	9	3		波返工	基準高▽	対象
						幅w1,w2	—
						高さh1,h2,h3	対象
						延長L	—
7	2	4	4		捨石工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w1	対象
						天端延長L1	—
7	2	4	5		吸出し防止工	幅w	—
						延長L	—
7	2	5	2		捨石工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w1	対象
						天端延長L1	—
7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	対象
						天端幅w	対象
						天端延長L	—
7	2	5	9		石砕工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						高さh	対象
						延長L	—
7	2	5	10		場所打コンクリート工	基準高▽	対象
						幅w	対象
						高さh	対象
						延長L	—
7	2	5	11	1	ケーソン工	ハラストの基準高▽	対象
						壁厚t1	対象
						幅w	対象
						高さh1	対象
						長さL	対象
						底板厚さt2	対象
						フーチング高さh2	対象
7	2	5	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	法線に対する出入1、2	対象
						据付目地間隔1'、2'	対象
7	2	5	11	3	ケーソン工(突堤上部工)ノ場所打コンクリートノ海岸コンクリートブロック	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	対象
						長さL	対象
7	2	5	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚t	対象
						幅w	対象
						高さh	対象
						長さL	対象
7	2	5	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	法線に対する出入1、2	対象
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	対象
7	2	5	12	3	セルラー工(突堤上部工)ノ場所打コンクリートノ海岸コンクリートブロック	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						幅w	対象
						長さL	対象
7	2	6	2		捨石工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w	対象
						天端延長L	—
7	2	6	3		根固めブロック工	基準高▽	対象
						厚さt	—
						幅w1,w2	—
						延長L1,L2	—
7	2	7	3		消波ブロック工	基準高▽	対象
						厚さt	—
						幅w1,w2	—
						延長L1,L2	—
7	3	3	3		捨石工	基準高▽	対象
						法長l	対象
						天端幅w1	対象
						天端延長L1	—
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材長l(m)	対象
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	対象
						天端部w1,w3堤幅w2	対象
						水通しの幅l1,l2	対象
						堤長L1,L2	対象
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	対象
						幅w1,w2	対象
						長さL	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
8	1	8	8		水叩工	基準高▽	対象
						幅w	対象
						厚さt	対象
						延長L	—
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	水通し部_堤高▽	対象
						水通し部_長さl,l2	対象
						水通し部_幅w1,w3	対象
						水通し部_下流側倒れ△	対象
						袖部_袖高▽	対象
						袖部_幅w2	対象
						袖部_下流側倒れ△	対象
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長L	対象
						堤長l	対象
						堤幅w	対象
						堤幅w	対象
						高さh	対象
						高さh	対象
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	対象
						長さL	対象
						幅w1,w2	対象
						下流側倒れ△	対象
						高さh	対象
8	2	5	8		魚道工	基準高▽	対象
						幅w	対象
						高さh1,h2	対象
						厚さt1,t2	対象
						延長L	—
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	対象
						厚さt1,t2	—
						幅w	対象
						幅w1,w2	—
						高さh1,h2	対象
						深さh3	—
						延長L	—
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さl	—
						配置誤差D	対象
						せん孔方向θ	対象
8	3	7	5		集水井工	基準高▽	対象
						偏心量D	対象
						長さL	対象
						巻立て幅w	—
						巻立て厚さt	対象
8	3	9	6		合成杭工	基準高▽	対象
						偏心量D	対象
9	1	4			コンクリートダム工(本体)	天端高▽	対象
						天端幅	対象
						ジョイント間隔	対象
						リフト高	対象
						堤幅	対象
						堤長	対象
9	1	4			コンクリートダム工(水叩)	天端高▽	対象
						ジョイント間隔	対象
						幅	対象
						長さ	対象
9	1	4			コンクリートダム工(副ダム)	天端高▽	対象
						ジョイント間隔	対象
						リフト高	対象
						堤幅	対象
						堤長	対象
9	1	4			コンクリートダム工(導流壁)	天端高▽	対象
						ジョイント間隔	対象
						リフト高	対象
						長さ	対象
						厚さ	対象
9	2	4	5		コアの盛立	基準高▽	—
						外側境界線	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
						盛立幅	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
9	2	4	6		フィルターの盛立	基準高▽	—
						外側境界線	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
						盛立幅	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
9	2	4	7		ロックの盛立	基準高▽	—
						外側境界線	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
						盛立幅	対象
						基準高▽	対象
						外側境界線	対象
9	2				フィルダム(洪水吐)	基準高▽	対象
						ジョイント間隔	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						厚さt	対象
						幅w	対象
						リフト高さ	対象
						長さL	対象
9	3	3			ボーリング工	深度L	—
						配置誤差	対象
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材長l(m)	対象
10	1	9	6		場所打函渠工	基準高▽	対象
						厚さt1～t4	対象
						幅(内法)w	対象
						高さh	対象
						延長L	—
10	1	11	4		落石防止網工	幅w	—
						延長L	—
10	1	11	5		落石防護柵工	高さh	対象
						延長L	—
10	1	11	6		防雪柵工	高さh	対象
						延長L	—
						基礎_幅w1,w2	対象
						基礎_高さh	対象
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さh	対象
						延長L	—
						基礎_幅w1,w2	—
						基礎_高さh	—
						アンカー長l(打込み)	—
						アンカー長l(埋込み)	—
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅w	対象
						高さh	対象
						延長L	—
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱_間隔w1,w2	対象
						支柱_ずれa	対象
						支柱_ねじれb—c	対象
						支柱_倒れD	対象
						高さh	対象
						延長L	—
10	2	4			歩道路盤工取合舗装路盤工路肩舗装路盤工	基準高▽	対象
						厚さ	対象
						幅	—
10	2	4			歩道舗装工取合舗装工路肩舗装工表層工	基準高▽	対象
						厚さ	対象
						幅	—
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	対象
						延長L	—
10	2	7	4		踏掛版工(コンクリート工／ラバーシュー／アンカーボルト)	基準高▽	対象
						各部の厚さ	対象
						各部の長さ	対象
						各部の長さ	対象
						厚さ	対象
						中心のずれ	対象
						アンカー長	対象
10	2	9	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅w1, w2	対象
						高さh	対象
10	2	9	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さh	—
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深t	対象
						延長L	—
10	2	12	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	基準高▽	対象
						厚さt1～t5	—
						幅w1, w2	対象
						高さh1, h2	対象
10	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅w	—
						高さh	—
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	対象
						ベースプレート孔の位置	対象
						ベースプレート孔の径D	対象
						柱の中心間隔対角長L(m)	対象
						はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	対象
						柱の鉛直度 δ (mm)	対象
10	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						天端幅w1(橋軸方向)	対象
						天端幅w2(橋軸方向)	対象
						敷幅w3(橋軸方向)	対象
						高さh1	対象
						胸壁の高さh2	対象
						天端長l1	対象
						敷長l2	対象
						胸壁間距離l	対象
						支間長及び中心線の変位	対象
						支承部アンカー計画高	対象
						支承部アンカー平面位置	対象
						アンカーボルト孔の鉛直度	対象
10	3	7	9	1	橋脚躯体工(張出式／重力式／半重力式)	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						天端幅w1(橋軸方向)	対象
						敷幅w2(橋軸方向)	対象
						高さh1	対象
						天端長l1	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						敷長l2	対象
						橋脚中心間距離l	対象
						支間長及び中心線の変位	対象
						支承部アンカー計画高	対象
						支承部アンカー平面位置	対象
						アンカーボルト孔の鉛直度	対象
10	3	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						天端幅w1	対象
						敷幅w2	対象
						高さh	対象
						長さl2	対象
						橋脚中心間距離l	対象
						支間長及び中心線の変位	対象
						支承部アンカー計画高	対象
						支承部アンカー平面位置	対象
						アンカーボルト孔の鉛直度	対象
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工(I型／T型)	基準高▽	対象
						幅w(橋軸方向)	対象
						高さh	対象
						長さl	対象
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	基準高▽	対象
						幅w1、w2	対象
						高さh	対象
10	3	8	10	1	橋脚架設工(I型／T型)	基準高▽	対象
						橋脚中心間距離l	対象
						支間長及び中心線の変位	対象
10	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	基準高▽	対象
						橋脚中心間距離l	対象
						支間長及び中心線の変位	対象
10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1、δ 2(mm)	対象
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材長l(m)	対象
10	4	5	10	1	支承工(鋼製支承)	据付け高さ	対象
						可動支承の移動可能量	—
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	対象
						水平度	対象
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	対象
						可動支承の機能確認	—
10	4	5	10	2	支承工(ゴム支承)	据付け高さ	対象
						可動支承の移動可能量	—
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	対象
						水平度	対象
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	対象
						可動支承の機能確認	—
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	—
						アンカーボルト定着長	—
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅w1	対象
						地覆の高さh	対象
						有効幅員w2	対象
10	4	8	6		橋梁用防護柵工	天端幅w1	対象
						地覆の幅w2	対象
						高さh1	対象
						高さh2	対象
						有効幅員w3	対象
10	4	8	7		橋梁用高欄工	天端幅w1	対象
						地覆の幅w2	対象
						高さh1	対象
						高さh2	対象
						有効幅員w3	対象
10	4	8	8		検査路工	幅	対象
						高さ	対象
10	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)	幅w	対象
						高さh	対象
						桁長lスパン長	対象
						軸方向最大タワミ	対象
10	6	4	3		吹付工	吹付け厚さ	—
10	6	4	4		ロックボルト工	位置間隔	—
						角度	—
						削孔深さ	—
						孔径	—
						突出量	対象
10	6	5	3		覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	対象
						幅w(全幅)	対象
						高さh(内法)	対象
						厚さt	—
						延長L	—
10	6	5	5		床版コンクリート工	幅w	—
						厚さt	—
10	6	6	4		インパート本体工	幅w(全幅)	対象
						厚さt	—
						延長L	—
10	6	8	4		坑門本体工	基準高▽	対象
						幅w1、w2	—
						高さh	—
						延長L	—
10	6	8	5		明り巻工	基準高▽(拱頂)	対象
						幅w(全幅)	対象

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	評価対象
						高さh(内法)	対象
						厚さt	対象
						延長L	—
10	11	6	2		現場打躯体工	基準高▽	対象
						厚さt	対象
						内空幅w	対象
						内空高h	対象
						ブロック長L	対象
10	11	6	4		カラー継手工	厚さt	—
						幅w	—
						長さL	—
10	11	6	5	1	防水工(防水)	幅w	—
10	11	6	5	2	防水工(防水保護工)	厚さt	—
10	11	6	5	3	防水工(防水壁)	高さh	—
						幅w	対象
						厚さt	対象
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	対象
						延長L	—
10	12	5	2		管路工(管路部)	埋設深t	対象
						延長L	—
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高▽	対象
10	12	6	2		ハンドホール工	基準高▽	対象
						厚さt1~t5	—
						幅w1,w2	対象
						高さh1,h2	対象
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt(切削)	対象
						厚さt(オーバーレイ)	対象
						幅w	—
						延長L	—
						平坦性	—
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工(面管理)	厚さt(標高較差)(切削)	対象
						厚さt(オーバーレイ)	対象
						幅w	—
						延長L	—
						平坦性	—
10	14	4	7		路上再生工	路盤工_厚さt	対象
						路盤工_幅w	—
						路盤工_延長L	—
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅w(m)、腹板高h(m)、腹板間隔b'(m)	対象
						フランジの直角度 δ (mm)	対象
						圧縮材の曲がり δ (mm)	対象
10	16	22			橋梁耐震補強工(落橋防止装置工)	削孔長	—
						定着長	—
3	2	3			小段排水工	厚さt	—
						幅w1w2	—
3	2	3			縦排水工	厚さt	—
						幅w1w2	—
3	2	3			張コンクリート工	厚さt	—

±3-10① 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名				受 注 者			
区 分	項 目 評価内容	細 目 備考	番 号	実施概要	参考資料		
					分類	種別	日付
□ 工事特性	□ 構造物の特殊性への対応	□ 構造物の高さ、延長等の規模が特殊な工事					
		□ 構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事					
		□ その他					
	□ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	□ 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事					
		□ 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事					
		□ 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事					
		□ 現道上での交通規制に大きく影響する工事					
		□ 緊急時に対応が特に必要な工事					
		□ 施工箇所が広範囲にわたる工事					
		□ その他					
		□ 厳しい自然・地盤条件への対応	□ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事				
	□ 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事						
	□ 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事						
	□ 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事						
	□ 長期工事における安全確保への対応	□ その他					
		□ 12ヶ月以上超える工期で、事故がなく完成した工事					
□ 創意工夫	□ 施工	□ 施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫。					
		□ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。					
		□ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。					
		□ 部材・機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。					
		□ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。					
		□ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。					
		□ 照明などの視界の確保に関する工夫。					
		□ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工に関する工夫					
		□ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。					
		□ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。					
		□ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。					
		□ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。					
		□ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。					
		□ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。					
	□ 新技術等活用	□ 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫。					
		□ ICT施工技術を活用した工事。					
	□ 品質	□ 土工、設備、電気に関する工夫。					
		□ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。					

区 分	項 目 評価内容	細 目 備考	番号	実施概要	参考資料		
					分類	種別	日付
	☐ 安全衛生	☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。					
		☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。					
		☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。					
		☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。					
		☐ 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。					
		☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。					
		☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。					
		☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。					
		☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。					
		☐ 環境保全に関する工夫。					
		☐ その他					
		☐ その他					
		☐ 社会性等	☐ 地域への貢献等	☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。			
	☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。						
☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。							
☐ 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。							
☐ 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。							
☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。							
☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。							
☐ その他							

- 1 該当する項目区分、項目、細目の口にチェックマーク記入。
- 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理工事打合せ簿を使用する場合は、分類欄に工事打合せ簿と記載し、種別欄及び日付欄にそれぞれ書類種別（指示、協議、承諾、提出、報告等）と書類提出日を記載する。別途資料を提出する場合は、分類欄に様式3-10②と記載し、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理し、様式土3-10②により提出する。
- 3 全ての項目を1つの様式に取りまとめて提出することを基本とするが、同一細目に該当項目が複数ある場合は、2つ目以降の項目を別葉で作成して提出する。
- 4 本資料は、次のURLからダウンロードした電子ファイルにより作成し、工事完成時までに監督員へ提出するものとする。
(URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/327532.htm>)
- 5 申請可能な件数は次のとおりとし、上限を超過して申請した場合は全ての項目について評価を行わない。
工事特性【5件】 創意工夫【7件】 社会性【8件】

±3-10② 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図・写真)			

（注）説明資料は簡潔に作成するものとして、必要に応じて別葉とする。